

第5次 天栄村 障がい者基本計画

第7期 天栄村障がい福祉計画
第3期 天栄村障がい児福祉計画



令和6年3月
天栄村

ごあいさつ

近年、障がいのある方々を取り巻く環境は、本人や家族の高齢化や家族形態の変化により、福祉ニーズの多様化が進んでいます。

また、国でも「障害者権利条約」を批准するなど、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会の実現」のための取り組みが進んでいます。



今回、こうした社会状況の中で、障がいのある方々を総合的に支援する「第5次天栄村障がい者計画（令和6年度～11年度）」及び障がい福祉サービスを計画的に提供する「第7期天栄村障がい福祉計画・第3期天栄村障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）」を策定しました。

本計画は「障がいのある方もない方も自分らしく、安心して共に暮らしやすい村・てんえい」を基本理念として、すべての村民がお互いに人格と個性を尊重し、支え合い、共生するむらづくりを進めていくこととしております。

そして、これらの取り組みを通して、第5次天栄村総合計画で掲げる将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現に向けて、村民の皆様と一丸となって進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

結びに、本計画の策定にあたって、天栄村障がい者計画等策定委員の方々をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました方々や多くの関係者の皆様に感謝を申し上げます。

令和6年3月

天栄村長 添田 勝幸

序章 計画策定の趣旨

I 計画の目的と期間	1
II 計画の位置づけ	4
III 計画策定の方法	6

第1章 第5次障がい者基本計画

I 障がい者を取り巻く状況	11
II アンケート調査結果の概要	16
III 計画の基本目標と課題	32
IV 課題別施策・事業の展開	38

第2章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

I サービス利用の状況	57
II 計画目標の達成状況	61
III 計画の基本指針と課題	66
IV 第7期障がい福祉計画	69
V 第3期障がい児福祉計画	76
VI 地域生活支援事業等の展開	79

序 章

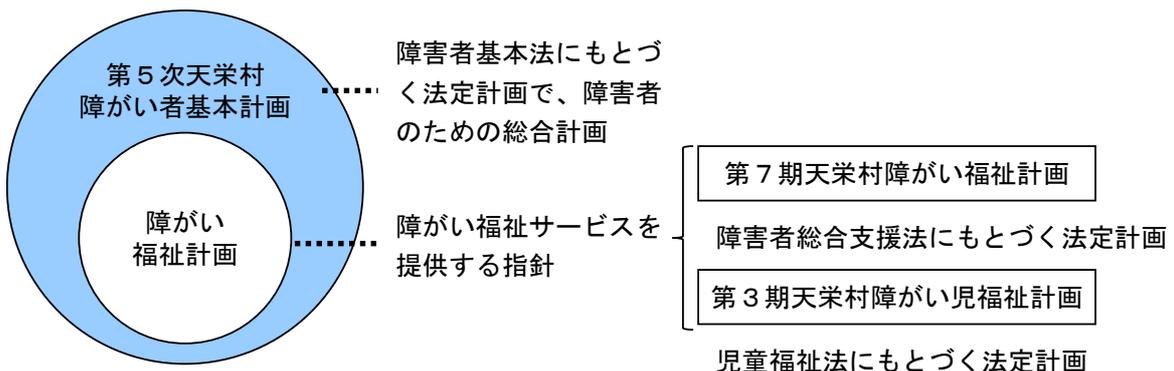
計画策定の趣旨

1 計画の法的根拠

「第5次天栄村障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条に規定されている「市町村障害者計画」で、障がい者の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的としています。

天栄村障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条にもとづく「第7期障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条にもとづく「第3期障がい児福祉計画」を合わせた法定計画です。「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、サービス需要を見込み、サービスの提供体制を確保することを目的としています。なお、本計画では3計画を一体的に策定します。

図 法的根拠



2 計画の対象者

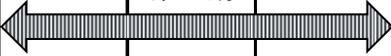
この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者基本法に第2条に規定している身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害のある人で、障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人です。

また、障害者総合支援法では、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等が加えられました。

3 計画の期間

「第5次天栄村障がい者基本計画」は令和6年度から11年度までの6か年間、「第7期天栄村障がい福祉計画」「第3期天栄村障がい児福祉計画」の計画期間は、ともに令和6年度から令和8年度までの3か年です。

表 計画期間

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5次天栄村障がい者基本計画	第5次 					
第7期天栄村障がい福祉計画	第7期 			第8期 		
第3期天栄村障がい児福祉計画	第3期 			第4期 		

4 国際的視点

(1) 障害者権利条約

① 条約の概要と批准

「障害者権利条約」(正式名称「障害者の権利に関する条約」)は国連総会で平成18年に採択されました。障がい者の人権や基本的自由の享有^{きょうゆう}※を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等について規定しており、障がい者に関する初めての国際条約です。

その内容は、条約の原則(無差別、平等、社会への包容等)、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっています。我が国は、条約の締結に先立ち障がい当事者等から、国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられ、以下のような国内法を整備した上で、平成26年に条約を批准しました。

- 平成23年 障害者基本法の改正
- 平成24年 障害者総合支援法の成立
- 平成25年 障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正
- 平成26年 障害者権利条約を批准

※享有(きょうゆう):生まれながらに身につけていること。

② 条約の特徴

この条約では障がい者、その当事者個人の心身の問題とする「医学モデル」ではなく、社会との関係で考える「社会モデル」としてとらえている点が、重要なポイントです。

また、障害者権利条約では、障がいにもとづく差別として「あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）」という書き方で「合理的な配慮がなされないときは差別とする」としています。

「合理的配慮」とは「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう」としています。

(2) SDGs

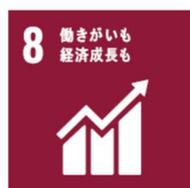
① SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、世界で広がる貧困と格差、地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」に転換することをめざす、世界共通の目標です。

これは平成27年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で、日本も賛同し、国連加盟国193カ国の首脳が全会一致で採択し、すべての国が17の目標に取り組むことを約束しています。

② 障害についての言及

この中で「障害」という用語は、「目標4 質の高い教育」「目標8 働きがいと経済成長」「目標10 不平等の是正」「目標11 住み続けられる街づくり」「目標17 パートナリーシップ」に出てきます。権利条約とともにSDGsは、障がい者の権利推進の強力な戦略となっています。



Ⅱ

計画の位置づけ

1 関連計画

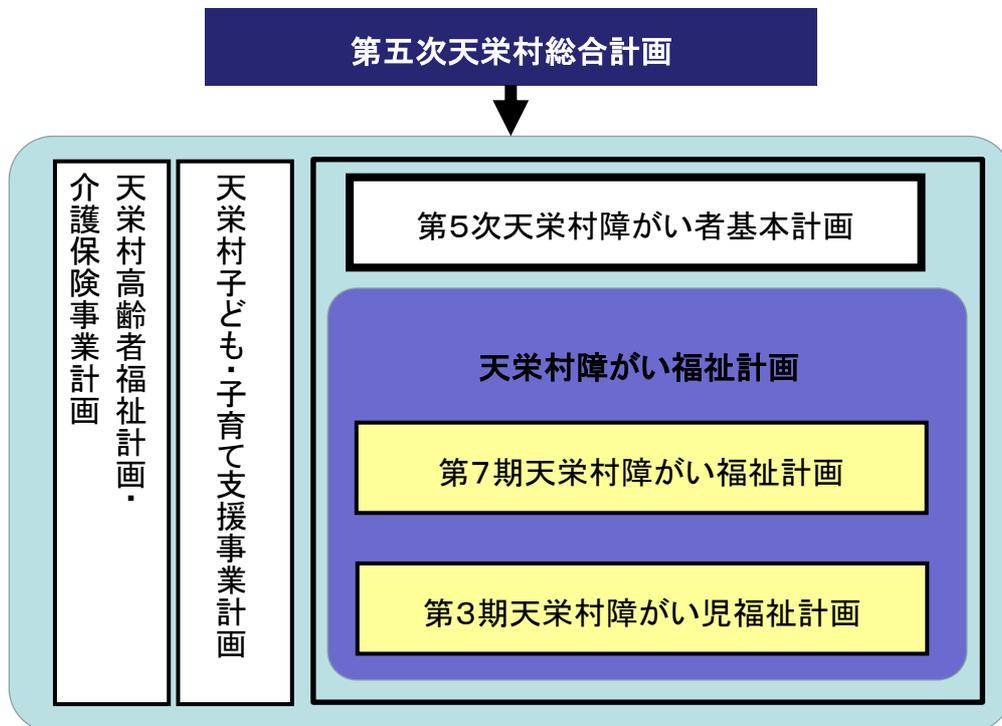
本村では「第五次天栄村総合計画」がむらづくりの指針となっており、この計画にもとづき各種計画が策定されています。

この中で、本計画と「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」の3者の計画は、福祉サービスについて「給付」と「事業」といった共通の制度設計となっています。

「給付制度」は、国が給付の「公定価格」を定める法定代理受取方式がとられ、本来は利用者に支払われるサービスに要する費用を給付として、各施設が代理して市町村へ請求するかたちをとっています。このため「給付費」は「公定価格」から「利用者負担額」を差し引いた金額となっています。「事業」は市町村が地域の実情に応じて提供するサービスです。

そして、この3計画はライフステージの中で、相互に関連しており継続性を持って施策・事業を推進していく必要があります。

図 関連計画

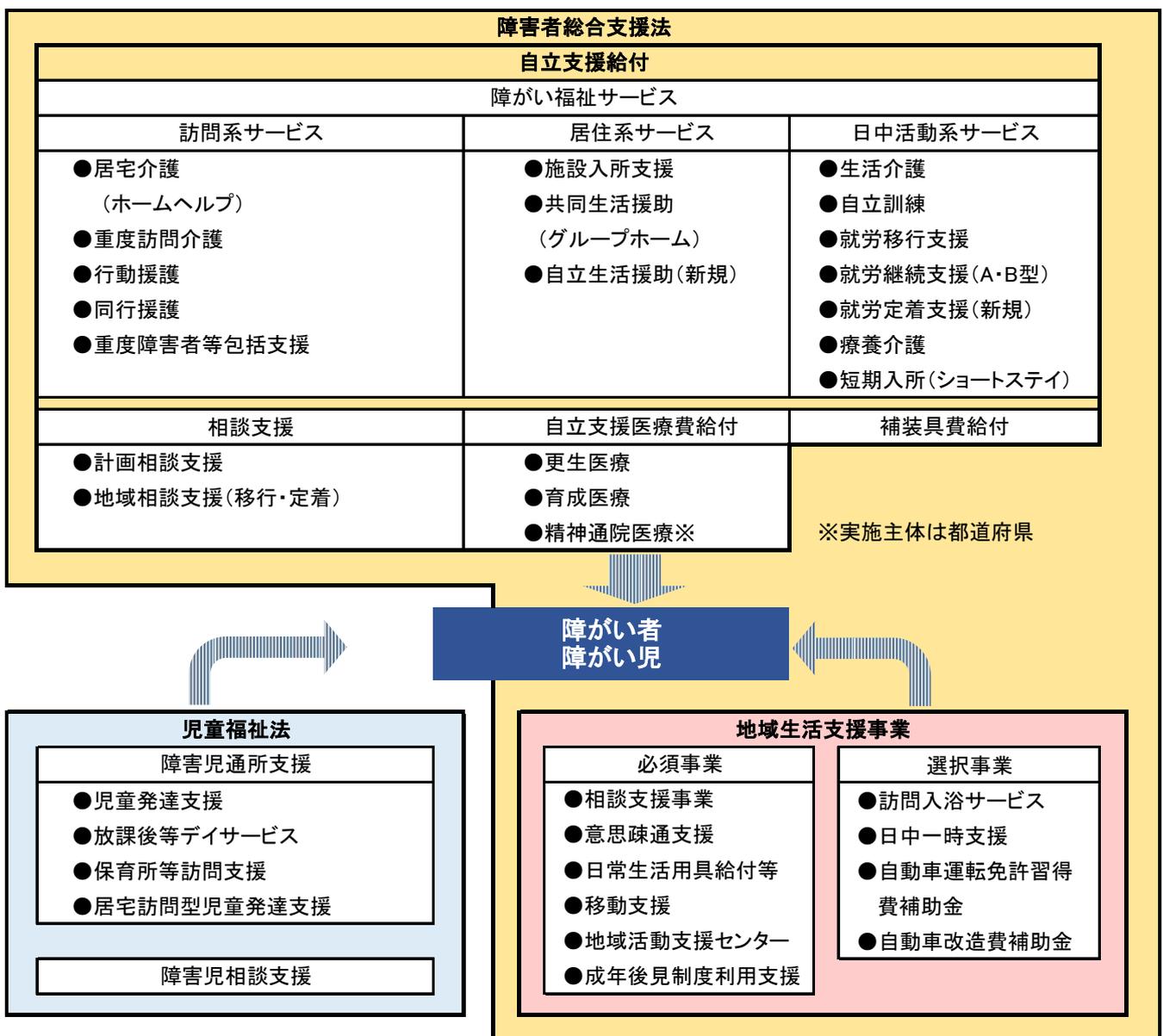


2 障害者総合支援法の枠組み

障害者総合支援法による障がい者への支援は、下記のように「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。「自立支援給付」は「障がい福祉サービス」「相談支援給付」「自立支援医療費給付」「補装具費給付」で構成されています。「地域生活支援事業」は相談支援などの「必須事業」と日中一時支援などの「任意事業」で構成されています。

また、障がい児を対象にした「障害児通所支援」などの福祉サービスは、児童福祉法にもとづいて給付されます。

図 障害者総合支援法の枠組み



Ⅲ 計画策定の方法

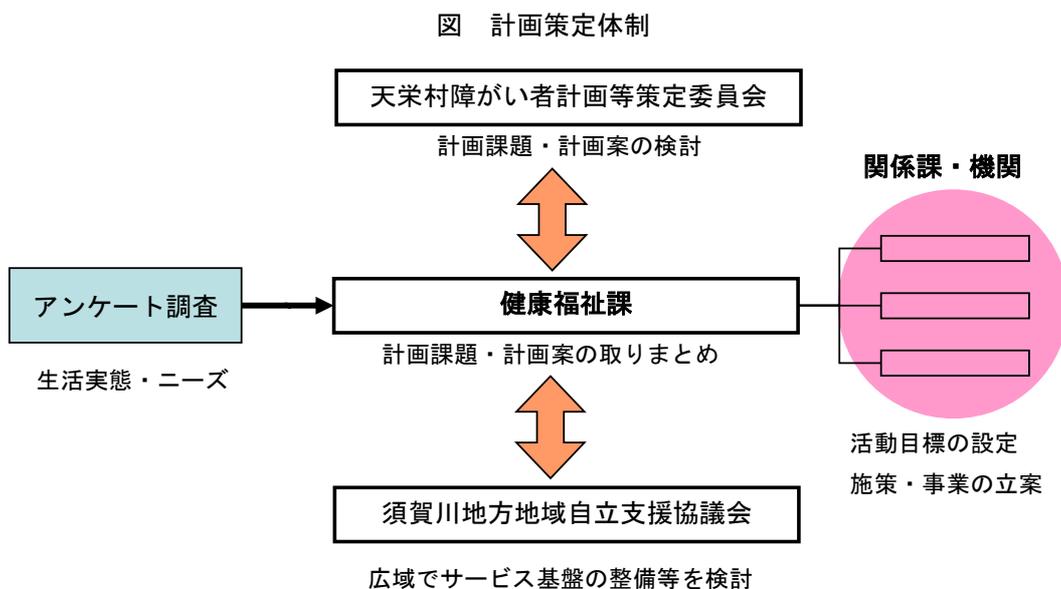
1 計画策定体制

① 計画策定体制

本計画の策定にあたっては計画課題を整理するため「アンケート調査」を実施し、障がい者の生活実態や福祉ニーズを把握しました。

計画の立案では、障がい者の生活に関係する各課・機関と連携し、施策・事業を立案しました。また、「須賀川地方地域自立支援協議会」では、サービス需要への広域対応のあり方を検討しています。

さらに、計画の策定では保健・医療・福祉関係者、障がい者団体関係者、障がい福祉サービス利用者で構成する「天栄村障がい者計画等策定委員会」で計画案の検討を行いました。



● 須賀川地方地域自立支援協議会

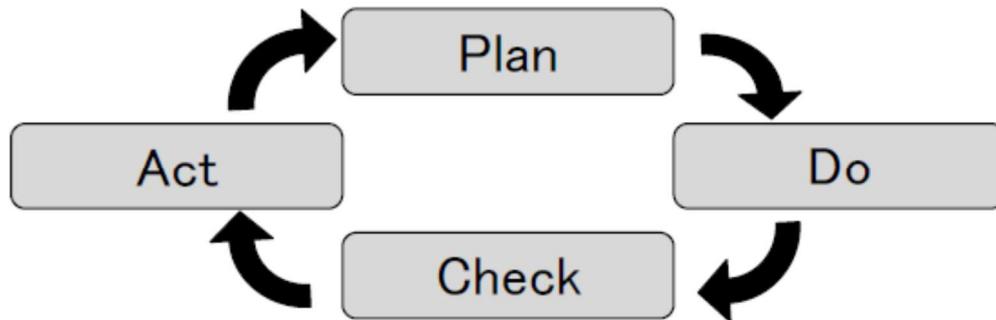
自立支援協議会は障害者総合支援法にもとづき、地域の障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供に関する課題を整理し、課題解決の方策を検討する組織です。本協議会は本村と須賀川市、鏡石町で構成され、広域で対応する取り組みについて、検討を行っています。

② PDCAサイクルによる計画策定

計画策定にあたっては、PDCAサイクルを活用します。PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法です。その行程は「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していきます。

障がい福祉計画は、関係者が成果目標と活動目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。このため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことにします。

図 PDCAサイクルのイメージ



第 1 章

第 5 次障がい者基本計画

I 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者数の動向

(1) 本村の人口の動向

令和5年10月1日現在の本村の人口は5,269人、出生者数が減少するとともに、20歳代の若年層が村外へ流出しているため、5年前に比べ7.5%減少しています。年齢構成では、年少人口比率が9.2%で減少し、高齢人口比率が38.0%で増加しており、少子・高齢化が進んでいます。

表 5歳階級別人口の推移

区分	平成30年 (人)	令和5年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)	年齢構成 (%)		
					30年	5年	
0～4歳	157	142	▲142	90.4	10.4	9.2	年少人口
5～9歳	196	154	▲154	▲1.9			
10～14歳	242	189	▲189	▲3.6			
15～19歳	257	230	▲230	▲5.0	56.7	52.8	生産年齢人口
20～24歳	233	241	▲241	▲6.2			
25～29歳	243	199	▲199	▲14.6			
30～34歳	321	224	▲224	▲7.8			
35～39歳	327	302	▲302	▲5.9			
40～44歳	325	298	▲298	▲8.9			
45～49歳	252	323	▲323	▲0.6			
50～54歳	276	256	▲256	1.6	32.8	38.0	高齢人口
55～59歳	452	269	▲269	▲2.5			
60～64歳	545	442	▲442	▲2.2			
65～69歳	580	535	▲535	▲1.8			
70～74歳	336	545	▲545	▲6.0			
75～79歳	235	312	▲312	▲7.1			
80～84歳	325	195	▲195	▲17.0			
85～89歳	243	246	▲246	▲24.3	99.9	100.0	
90歳～	149	167	▲167	▲92.6			
合計	5,694	5,269	▲425	▲7.5			

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 手帳所持者の動向

① 障がい・年齢別手帳所持者の動向

令和5年度（10月1日現在）の手帳を所持している障がい者は全体で298人、身体障がい者（身体障害者手帳）が224人、知的障がい者（療育手帳）が31人、精神障がい者（精神保健福祉手帳）が35人、重複障がい者が8人となっています。

令和2年度に比べると、精神障がい者が増加しています。また、令和5年度の手帳所持者の出現率は全体で5.66%、身体障がい者（身体障害者手帳）が4.05%で最も高くなっています。

表 障がい別手帳所持者の動向

単位：人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
身体障がい者	262	251	237	224	▲ 14.5
知的障がい者	33	33	36	31	▲ 6.1
精神障がい者	33	33	38	35	6.1
重複障がい者	11	11	11	8	▲ 27.3
総計	339	328	322	298	▲ 12.1

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

表 障がい別手帳所持者の出現率の動向

単位：人、%、ポイント

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
人口	5,533	5,423	5,331	5,269	▲ 4.8
身体障がい者	4.74	4.54	4.28	4.05	▲ 14.6
知的障がい者	0.60	0.60	0.65	0.56	▲ 6.7
精神障がい者	0.60	0.60	0.69	0.63	5.0
重複障がい者	0.20	0.20	0.20	0.14	▲ 30.0
全体	6.13	6.05	6.04	5.66	▲ 7.7

② 年齢別障害手帳所持者の動向

年齢別では高齢化が進む中で、高齢期（65歳以上）が208人で全体の69.7%を占めています。なお、成年期（18～64歳）が81人、学齢期（6～17歳）は7人、乳幼児期が（0～5歳）が2人となっています。

また、手帳所持者の出現率は高齢期が最も高く9.99%、次いで成年期が3.10%となっています。

表 年齢別手帳所持者の動向

単位：人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
乳幼児期 (0～5歳)	0	0	3	2	-
学齢期 (6～17歳)	12	8	11	7	▲ 41.7
成年期 (18～64歳)	83	84	83	81	▲ 2.4
高齢期 (65歳～)	244	236	225	208	▲ 14.8
合計	339	328	322	298	▲ 12.1

表 年齢別手帳所持者の出現率の動向

単位：%、ポイント

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
乳幼児期 (0～5歳)	0.00	0.00	1.73	1.19	-
学齢期 (6～17歳)	2.13	1.50	2.14	1.43	▲ 32.60
成年期 (18～64歳)	2.95	3.09	3.12	3.10	5.20
高齢期 (65歳～)	13.65	11.45	10.89	9.99	▲ 26.80
合計	6.34	5.97	5.95	5.57	▲ 12.10

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

③ 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年度の部位別身体障害者手帳所持者は「肢体不自由」が最も多く137人、次いで「内部障がい」が61人、「聴覚・平衡機能」が15人の順となっています。

等級別身体障害者手帳所持者は3～4級が最も多く104人、次いで1～2級が88人、5～6級が33人の順となっています。令和2年度に比べ、1～2級が23.5%減少しています。

表 部位別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
視覚障がい	14	15	13	11	▲ 21.4
聴覚・平衡機能障がい	18	17	15	15	▲ 16.7
音声・言語機能障がい	1	1	1	1	0.0
肢体不自由	164	155	146	137	▲ 16.5
内部障がい	70	66	64	61	▲ 12.9
計	267	254	239	225	▲ 15.7

資料：健康福祉課(各年度10月1日現在)

表 等級別身体障がい者手帳所持者の推移

単位：人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
1級	77	70	67	65	▲ 15.6
2級	38	32	27	23	▲ 39.5
3級	48	53	49	45	▲ 6.3
4級	67	63	62	59	▲ 11.9
5級	19	19	17	16	▲ 15.8
6級	18	17	17	17	▲ 5.6
1～2級	115	102	94	88	▲ 23.5
3～4級	115	116	111	104	▲ 9.6
5～6級	37	36	34	33	▲ 10.8
計	267	254	239	225	▲ 15.7

資料：健康福祉課(各年度10月1日現在)

④ 等級別療育手帳所持者の状況

令和5年度の等級別療育手帳所持者は「A」が15人、「B」が18人となっています。令和2年度に比べ「B」が18.2%減少しています。

表 等級別療育手帳所持者の推移

単位:人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
A	16	15	15	15	▲ 6.3
B	22	18	21	18	▲ 18.2
計	38	33	36	33	▲ 13.2

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

⑤ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

令和5年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は「2級」が最も多く20人、次いで「3級」が14人、「1級」が3人の順となっています。令和2年に比べ「3級」が27.3%増加しています。

表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位:人、%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
1級(重度)	3	3	3	3	0.0
2級(中度)	21	23	22	20	▲ 4.8
3級(軽度)	11	10	13	14	27.3
計	35	36	38	37	5.7

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

Ⅱ アンケート調査結果の概要

1 調査の枠組み

(1) 調査の内容と方法

① 調査の内容

第5次天栄村障がい者計画と第7期天栄村障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の基礎資料にするため、障害サービス等を利用している障がい児・者を対象に生活実態や福祉ニーズを把握しました。

② 調査の方法

調査は、障害サービス等を利用している障がい児・者148名に郵送配布・回収で行った。結果は有効回収が77票、有効回収率は52.0%となっています。

表 調査の枠組み

区 分	障がい児・者ニーズ調査
調査の対象	障害サービス等を利用している障がい児・者
サンプル数	148名
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和5年9月1日～9月22日
調査内容	①回答者の属性について（性別、年齢、家族構成） ②障害者手帳等の交付 ③主な介助者・支援者、必要な介助・支援 ④利用しているサービス、不満 ⑤今後、必要な支援など
有効回収数	77票
回収率	52.0%

(2) 表中の表記について

① 母数

母数とは、質問に対する回答者数を表しています。

② 回答の比率

回答の比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

③ 表中の着色

表中の無回答を除く最も多い比率について、色を付けています。

2 障がい者調査結果の概要

(1) 介助や支援について

① 介助や支援の状況

家族などからの介助や支援については「少しだけ介助や支援を受けている」が36.1%、「すべて介助や支援を受けている」が11.5%で「何らかの介助や支援を受けている」は、42.6%となっています。

表 家族などからの介助や支援

区 分	人	%
1 すべて介助や支援を受けている	7	11.5
2 少し介助や支援を受けている	22	36.1
3 介助や支援は受けていない	26	42.6
無回答	6	9.8
母 数	61	100.0

② 主な介助や支援者

a 主な介助や支援者（複数回答）

主な介助や支援者は「父・母」が最も多く41.4%、次いで「その他」が20.7%、「夫・妻」が13.8%となっています。

表 主な介助や支援者

区 分	人	%
1 父・母	12	41.4
2 きょうだい	3	10.3
3 祖父・祖母	0	0.0
4 夫・妻	4	13.8
5 子ども・子どもの配偶者・孫	3	10.3
6 その他	6	20.7
無回答	1	3.4
母 数	29	100.0

b 主な介助者・支援者の年齢

主な介助者・支援者の年齢は「40～64歳」の中年層が最も多く58.6%、次いで「65歳以上」の高齢層が34.4%となっています。

表 主な介助者・支援者の年齢

区 分	人	%
1 17歳以下	0	0.0
2 18～39歳	1	3.4
3 40～64歳	17	58.6
4 65～74歳	7	24.1
5 75歳以上	3	10.3
無回答	1	3.4
母 数	29	100.0

③ 必要な介助や支援（複数回答）

必要な介助や支援は「お金の管理」が最も多く65.5%、次いで「薬の管理」が62.1%、「外出」が44.8%と「身だしなみ」が41.4%となっています。

表 必要な介助や支援

区 分	人	%
1 食事	11	37.9
2 トイレ	7	24.1
3 入浴	8	27.6
4 衣服の着脱	6	20.7
5 身だしなみ	12	41.4
6 家の中の移動	4	13.8
7 外出	13	44.8
8 家族以外の人との意思疎通	7	24.1
9 お金の管理	19	65.5
10 薬の管理	18	62.1
11 その他	3	10.3
12 特にない	2	6.9
母 数	29	100.0

④ サービスへの不満（複数回答）

サービスへの不満は「ない」が64.0%となっています。不満については「希望したところを利用できない」が最も多く12.0%となっています。

表 サービスを利用して不満

区 分	人	%
1 希望したところを利用できない	3	12.0
2 利用したい日や時間に利用できない	1	4.0
3 本人や家族の希望を尊重してもらえない	1	4.0
4 建物や設備が配慮されていない	1	4.0
5 サービス内容についての情報が少ない	1	4.0
6 その他	0	0.0
7 不満はない	16	64.0
無回答	3	12.0
母 数	25	100.0

(2) 外出について

① 外出の回数

外出の回数は「ほぼ毎日」が最も多く50.8%と半数、次いで「週に3~4回」が14.8%となっています。

表 外出の回数

区 分	人	%
1 ほぼ毎日	31	50.8
2 週に3~4回	9	14.8
3 週に1~2回	8	13.1
4 月に1~2回	6	9.8
5 年に数回	1	1.6
6 ほとんど外出しない	2	3.3
無回答	4	6.6
母 数	61	100.0

② 外出時の同伴者

外出時の同伴者は「ひとり」が最も多く 39.3%、「家族」が 36.1%となっています。なお「事業所や施設などの職員」が 18.0%となっています。

表 外出時の同伴者

区 分	人	%
1 ひとりで外出している	24	39.3
2 家族と外出している	22	36.1
3 事業所や施設などの職員と外出している	11	18.0
4 その他	1	1.6
無回答	3	4.9
母 数	61	100.0

③ 外出時に必要な支援

外出時の支援は「特にない・必要ない」が最も多く 37.7%、必要な支援は「家族の付き添い」が 27.9%、「福祉サービス」が 21.3%となっています。

表 外出時に必要な支援

区 分	人	%
1 家族に付き添ってほしい	17	27.9
2 友人や知人、ボランティア等に付き添ってほしい	4	6.6
3 福祉サービスを利用したい	13	21.3
4 福祉タクシー等の移送サービスを利用したい	10	16.4
5 その他	1	1.6
6 特にない・必要ない	23	37.7
無回答	10	16.4
母 数	61	100.0

(3) 災害時への対応

① 火事や地震等の災害時の一人での避難

火事や地震等の災害時の一人での避難について「できる」が 47.5%ですが、「できない」も 36.1%と高い比率となっています。

表 火事や地震等の災害時の一人での避難

区 分	人	%
1 できる	29	47.5
2 できない	22	36.1
3 わからない	6	9.8
無回答	4	6.6
母 数	61	100.0

② 災害時、近所にあなただを助けてくれる人

災害時、近所に助けてくれる人が「いる」のは42.6%にとどまっています。「いない」は19.7%と約2割います。

表 災害時、近所にあなただを助けてくれる人

区 分	人	%
1 いる	26	42.6
2 いない	12	19.7
3 わからない	18	29.5
無回答	5	8.2
母 数	61	100.0

(4) 困っていることなど

① 毎日の暮らしで、困ったこと（複数回答）

毎日の暮らしで困ったことは「障害に対する理解・外出・コミュニケーションの支援」が最も多く34.4%、次いで「社会参加や仕事・訓練」が21.3%となっています。なお「特にない」が31.1%となっています。

表 毎日の暮らしで、困ったこと

区 分	人	%
1 福祉サービス	7	11.5
2 医療やリハビリ	5	8.2
3 児童期の療育・教育	1	1.6
4 社会参加や仕事・訓練	13	21.3
5 権利擁護や金銭管理	10	16.4
6 障害に対する理解・外出・コミュニケーションの支援	21	34.4
7 その他	0	0.0
8 特にない	19	31.1
無回答	10	16.4
母 数	61	100.0

② 地域で暮らすために必要な支援（複数回答）

地域で暮らすために必要な支援については「経済的な負担が減ること」が最も多く54.1%、次いで「必要なサービスが利用できること」が41.0%となっています。

表 地域で暮らすために必要な支援

区 分	人	%
1 経済的な負担が減ること	33	54.1
2 地域住民の理解や支え合い	13	21.3
3 必要なサービスが利用できること	25	41.0
4 医療ケアが適切に受けられること	18	29.5
5 適切に相談を受けられること	18	29.5
6 その他	2	3.3
無回答	14	23.0
母 数	61	100.0

③ 日常生活のことや福祉サービスについての相談先（複数回答）

日常生活や福祉サービスに関する相談先については、「役場」が最も多く41.0%、次いで「医療機関」が37.7%、「施設・事業所」が29.5%となっています。

表 日常生活のことや福祉サービスについてどこに相談先

区 分	人	%
1 役場	25	41.0
2 通学先の先生	0	0.0
3 医療機関	23	37.7
4 施設・事業所	18	29.5
5 相談支援事業所	11	18.0
6 社会福祉協議会	14	23.0
7 民生・児童委員	2	3.3
8 参加している団体・グループ	0	0.0
9 その他	1	1.6
10 相談する所はない	4	6.6
無回答	8	13.1
母 数	61	100.0

(5) 福祉に関する情報の入手等

① 福祉のサービス等に関する情報の入手先（3つ以内）

福祉のサービス等の情報の入手先は「役場・保健所」が最も多く41.0%、次いで「施設の職員など」が32.8%、「かかりつけの病院」が31.1%となっています。

表 福祉のサービス等に関する情報の入手先

区 分	人	%
1 役場・保健所	25	41.0
2 新聞や本・テレビなど	8	13.1
3 施設の職員など	20	32.8
4 かかりつけの病院	19	31.1
5 インターネット	10	16.4
6 親戚・知人	8	13.1
7 その他	1	1.6
無回答	9	14.8
母 数	61	100.0

② 必要な福祉に関する情報（複数回答）

必要な福祉に関する情報は「各種サービスの情報」が最も多く36.1%、次いで「福祉の法律や制度」「相談できる場所」が23.0%となっています。

表 必要な福祉に関する情報

区 分	人	%
1 各種サービス	22	36.1
2 通所や入所に関する福祉施設	13	21.3
3 医療	12	19.7
4 福祉の法律や制度	14	23.0
5 相談できる場所	14	23.0
6 仕事	11	18.0
7 スポーツや趣味の活動	6	9.8
8 障がい者団体	10	16.4
9 その他	1	1.6
10 特にない	8	13.1
無回答	10	16.4
母 数	61	100.0

2 障がい児調査結果の概要

(1) 介助や支援について

① 家族などからの介助や支援

介助や支援については「少しだけ介助や支援を受けている」が最も多く 80.0%、「すべて介助や支援を受けている」が 6.7%、これらを合わせると「何らかの介助・支援を受けている」は 86.7%となっています。

表 家族などからの介助や支援

区 分	人	%
1 すべて介助や支援を受けている	1	6.7
2 少し介助や支援を受けている	12	80.0
3 介助や支援は受けていない	0	0.0
無回答	2	13.3
母 数	15	100.0

② 主な介助や支援者

主な介助や支援者は「父・母」が 92.3%、「祖父・祖母」が 7.7%となっています。年齢では「40～64 歳」の中年層が最も多く 69.2%となっています。

表 主な介助や支援者（複数回答）

区 分	人	%
1 父・母	12	92.3
2 きょうだい	0	0.0
3 祖父・祖母	1	7.7
4 夫・妻	0	0.0
5 子ども・子どもの配偶者・孫	0	0.0
6 その他	0	0.0
母 数	13	100.0

表 主な介助者・支援者の年齢

区 分	人	%
1 17 歳以下	0	0.0
2 18～39 歳	3	23.1
3 40～64 歳	9	69.2
4 65～74 歳	1	7.7
5 75 歳以上	0	0.0
母 数	13	100.0

③ 介助や支援の内容（複数回答）

必要な介助や支援の内容は「身だしなみ」「外出」「お金の管理」「薬の管理」が最も多くそれぞれ76.9%となっています。

表 介助や支援の内容

区 分	人	%
1 食事	4	30.8
2 トイレ	4	30.8
3 入浴	5	38.5
4 衣服の着脱	4	30.8
5 身だしなみ	10	76.9
6 家の中の移動	1	7.7
7 外出	10	76.9
8 家族以外の人との意思疎通	2	15.4
9 お金の管理	10	76.9
10 薬の管理	10	76.9
11 その他	0	0.0
12 特にない	0	0.0
無回答	1	7.7
母 数	13	100.0

④ サービスへの不満（複数回答）

サービスへの不満については「その他」が最も多く16.7%となっています。なお「不満はない」が50.0%となっています。

表 サービスへの不満

区 分	人	%
1 希望したところを利用できない	1	8.3
2 利用したい日や時間に利用できない	0	0.0
3 本人や家族の希望を尊重してもらえない	0	0.0
4 建物や設備が配慮されていない	1	8.3
5 サービス内容についての情報が少ない	0	0.0
6 その他	2	16.7
7 不満はない	6	50.0
無回答	3	25.0
母 数	12	100.0

(2) 外出の状況

① 外出の回数

外出の回数は「ほぼ毎日」が最も多く 80.0%、次いで「週に1~2回」が 13.3% となっています。

表 外出の回数

区 分	人	%
1 ほぼ毎日	12	80.0
2 週に3~4回	1	6.7
3 週に1~2回	2	13.3
4 月に1~2回	0	0.0
5 年に数回	0	0.0
6 ほとんど外出しない	0	0.0
母 数	15	100.0

② 外出時の同伴者

外出時の同伴者は「家族」が最も多く 93.3%、次いで「ひとり」が 6.7% となっています。

表 外出時の同伴者

区 分	人	%
1 ひとりで外出している	1	6.7
2 家族と外出している	14	93.3
3 事業所や施設などの職員と外出している	0	0.0
4 その他	0	0.0
母 数	15	100.0

③ 外出時に必要な支援

外出時に必要な支援は「家族の付き添い」が最も多く 53.3%、「福祉サービス」が 33.3% となっています。なお「特にない・必要ない」が 6.7% となっています。

表 外出時に必要な支援

区 分	人	%
1 家族に付き添ってほしい	8	53.3
2 友人や知人、ボランティア等に付き添ってほしい	1	6.7
3 福祉サービスを利用したい	5	33.3
4 福祉タクシー等の移送サービスを利用したい	1	6.7
5 その他	0	0.0
6 特にない・必要ない	1	6.7
無回答	3	20.0
母 数	15	100.0

(3) 災害時への対応

① 火事や地震等の災害時の一人での避難

火事や地震等の災害時の一人での避難について「できない」が 86.7%、「できる」の 6.7%を大きく上回っています。

表 火事や地震等の災害時の一人での避難

区 分	人	%
1 できる	1	6.7
2 できない	13	86.7
3 わからない	1	6.7
母 数	15	100.0

② 災害時、近所にあなたを助けてくれる人

災害時、近所に助けてくれる人が「いる」のは 46.7%にとどまっています。「いない」は 13.3%となっています。

表 災害時、近所にあなたを助けてくれる人

区 分	人	%
1 いる	7	46.7
2 いない	2	13.3
3 わからない	5	33.3
無回答	1	6.7
母 数	15	100.0

(4) 困っていることなど

① 毎日の暮らしで困ったこと（複数回答）

毎日の暮らしで困ったことは「児童期の療育・教育に関すること」が最も多く73.3%、次いで「障害に対する理解・外出・コミュニケーションの支援」が60.0%となっています。

表 毎日の暮らしで、困ったこと

区 分	人	%
1 福祉サービス	0	0.0
2 医療やリハビリ	1	6.7
3 児童期の療育・教育	11	73.3
4 社会参加や仕事・訓練	4	26.7
5 権利擁護や金銭管理	4	26.7
6 障害に対する理解・外出・コミュニケーションの支援	9	60.0
7 その他	0	0.0
8 特にない	0	0.0
無回答	1	6.7
母 数	15	100.0

② 地域で暮らすために必要な支援（複数回答）

地域で暮らすために必要な支援については「必要なサービスが利用できること」が最も多く80.0%、次いで「経済的な負担が減ること」が60.0%、「地域住民の理解や支え合い」が53.3%となっています。

表 地域で暮らすために必要な支援

区 分	人	%
1 経済的な負担が減ること	9	60.0
2 地域住民の理解や支え合い	8	53.3
3 必要なサービスが利用できること	12	80.0
4 医療ケアが適切に受けられること	2	13.3
5 適切に相談を受けられること	7	46.7
6 その他	0	0.0
無回答	1	6.7
母 数	15	100.0

③ 日常生活のことや福祉サービスについての相談先（複数回答）

相談先については「医療機関」が最も多く 86.7%、次いで「通園・通学先の先生」が 53.3%となっています。

表 日常生活のことや福祉サービスについての相談先

区 分	人	%
1 役場	4	26.7
2 通園・通学先の先生	8	53.3
3 医療機関	13	86.7
4 施設・事業所	7	46.7
5 相談支援事業所	7	46.7
6 社会福祉協議会	0	0.0
7 民生・児童委員	0	0.0
8 参加している団体・グループ	2	13.3
9 その他	0	0.0
10 相談する所はない	0	0.0
母 数	15	100.0

（５）福祉に関する情報の入手等について

① 福祉のサービス等に関する情報の入手方法（３つ以内）

入手方法は「役場・保健所」が最も多く 60.0%、次いで「インターネット」が 40.0%、「通園・通学先」が 33.3%となっています。

表 情報の入手方法

区 分	人	%
1 通園・通学先	5	33.3
2 役場・保健所	9	60.0
3 新聞や本・テレビなど	0	0.0
4 施設の職員など	2	13.3
5 かかりつけの病院	3	20.0
6 インターネット	6	40.0
7 親戚・知人	2	13.3
8 その他	0	0.0
母 数	15	100.0

② 必要な福祉に関する情報（複数回答）

必要な福祉に関する情報は「就学に関する情報」が最も多く 66.7%、次いで「各種サービスの情報」「相談できる場所の情報」「仕事に関する情報」が 60.0%となっています。

表 必要な福祉に関する情報

区 分	人	%
1 各種サービスの情報	9	60.0
2 就学に関する情報	10	66.7
3 通所や入所に関する福祉施設の情報	3	20.0
4 医療に関する情報	2	13.3
5 福祉の法律や制度に関する情報	7	46.7
6 相談できる場所の情報	9	60.0
7 仕事に関する情報	9	60.0
8 スポーツや趣味の活動などの情報	2	13.3
9 障がい者団体などの情報	1	6.7
10 その他	0	0.0
11 特にない	0	0.0
母 数	15	100.0

(6) 今後の生活について

① 学校教育終了後、また、将来の進路の希望（2つ以内）

将来の進路希望は「大学や専門学校へ進学させたい」が最も多く 41.7%、次いで「必要な訓練を受けられる施設へ通わせたい」が 16.7%となっています。

表 将来の進路の希望

区 分	人	%
1 大学や専門学校へ進学	5	41.7
2 企業等で一般就労	1	8.3
3 一般就労に向けた支援を受けられる施設（就労移行支援）	1	8.3
4 必要な訓練を受けられる施設（就労継続支援）	2	16.7
5 障害支援施設（生活介護）	1	8.3
6 通所・入所などの社会福祉施設	0	0.0
7 家業の手伝い・内職	0	0.0
8 その他	0	0.0
無回答	2	16.7
母 数	12	100.0

② 生活する上での負担（複数回答）

生活する上での負担は「障がいの重さや特性への対応」と「成長過程における関わり方」が最も多くともに 66.7%、次いで「長期休み中の生活」が 46.7%となっています。

表 生活する上での負担

区 分	人	%
1 通学のときの送迎	4	26.7
2 障がいの重さや特性への対応	10	66.7
3 土日の生活	1	6.7
4 長期休み中の生活	7	46.7
5 放課後の生活	3	20.0
6 学費などの経済的負担	1	6.7
7 成長過程における関わり方	10	66.7
8 その他	0	0.0
9 特にない	0	0.0
無回答	1	6.7
母 数	15	100.0

③ 今後3年以内のお子さんのことで、特に不安に思うこと（3つ以内）

今後3年以内の不安については「就学・進学先の選択肢」が最も多く 80.0%、次いで「家族など介護者の体力的・精神的負担」が 40.0%、「学校・職場での人間関係」が 33.3%となっています。

表 今後3年以内の不安

区 分	人	%
1 障がい・病状の悪化	1	6.7
2 生活支援のための在宅サービスの不足	0	0.0
3 障がいに応じた福祉施設の不足	3	20.0
4 家族など介護者の体力的・精神的負担	6	40.0
5 家族など介護者の経済的負担	2	13.3
6 就学・進学先の選択肢	12	80.0
7 就職先の選択肢	4	26.7
8 学校・職場での人間関係	5	33.3
9 結婚・子育てなどの家庭生活	0	0.0
10 趣味や余暇活動など	1	6.7
11 その他	0	0.0
12 わからない	0	0.0
母 数	15	100.0

Ⅲ 計画の基本目標と課題

1 今後の人口の見通し

(1) 人口推計の方法

人口の推計は、令和6年度から令和11年度までの各歳別人口を算出するため、まず1歳ごとに令和2年～令和3年度、令和3年～令和4年度、令和4年～令和5年度の直近3か年の人口変化率を計算し、平均値を算出します。

次いで、令和5年度を基準年とし、各歳人口にその平均変化率を掛けて推計人口を求めました。なお、出生数は出産年齢人口（15～49歳）の女性人口の前年比で求めました。

図 人口推計の方法

区分	過去3期間の平均変化率を算出			実数	推計	
	令和2年 (男女)	令和3年 (男女)	令和3～4年、4～5年		令和5年 (男女)	令和6年 (男女)
0歳	①	①	コーホート(同じ年に生まれた集団)の人数の 毎年の変化率を算出 $\frac{(3年② - 2年①)}{2年①}$	①	①	出生人口(0歳)は、 前年人口に出産年 齢人口の平均変化 率を掛けて算出
1歳	②	②		②	②	
2歳	③	③		③	③	
3歳	④	④		④	④	
4歳	⑤	⑤		⑤	⑤	
5歳	⑥	⑥		⑥	⑥	
6歳	⑦	⑦		⑦	⑦	
⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	1歳以上の人口は、前 年人口にコーホートの 平均変化率を掛けて算 出
15～49歳 女性	A	B	出産年齢人口の毎年 の変化率を算出 $\frac{(B - A)}{A}$	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	

(2) 今後の人口の見通し

人口の見通しについては、少子化と人口の村外流出が今後も続くことが見込まれるため、人口の減少と少子高齢化が今後も進むことが予想されます。令和8年度の人口は5,013人で、令和5年度に比べ4.9%減少する見通しです。

人口の年齢構成では、乳幼児期が2.8%、学齢期が9.1%、成年期が47.1%、高齢期は41.0%となる見通しで、高齢人口比率が上昇する見通しです。

表 今後の人口の見通し

単位：人、%

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	R5/R8年度増減	R8/R11年度増減
総人口	5,269	5,221	5,147	5,013	4,884	4,786	4,639	▲ 4.9	▲ 7.5
乳幼児人口 (5歳以下)	168	163	145	138	126	121	120	▲ 17.9	▲ 13.0
学齢人口 (6～18歳)	488	475	462	455	436	422	411	▲ 6.8	▲ 9.7
成年人口 (19～64歳)	2,613	2,498	2,440	2,363	2,289	2,222	2,161	▲ 9.6	▲ 8.5
高齢人口 (65歳以上)	2,000	2,085	2,100	2,057	2,033	2,021	1,947	2.9	▲ 5.3
乳幼児人口 比率	3.2	3.1	2.8	2.8	2.6	2.5	2.6	▲ 0.4	▲ 0.2
学齢人口 比率	9.3	9.1	9.0	9.1	8.9	8.8	8.9	▲ 0.2	▲ 0.2
成年人口 比率	49.6	47.8	47.4	47.1	46.9	46.4	46.6	▲ 2.5	▲ 0.5
高齢人口 比率	38.0	39.9	40.8	41.0	41.6	42.2	42.0	3.0	1.0

注：人口の増減は増減率（%）、比率はポイント

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

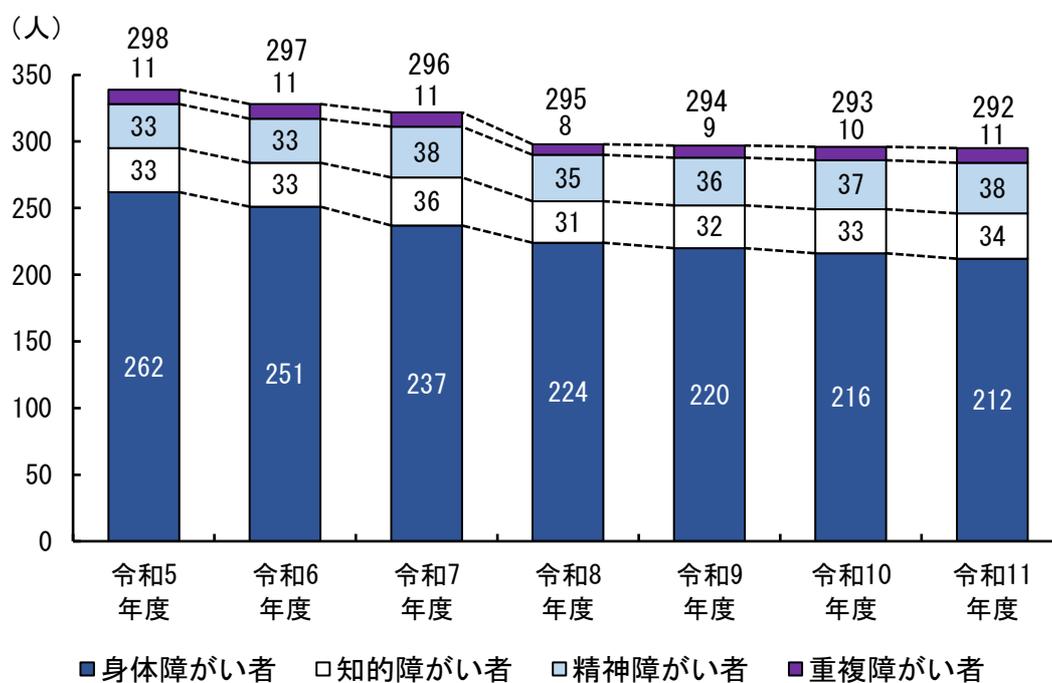
2 障がい者数の見通し

身体障がい者（身体障害者手帳）は、人口が減少しているため令和5年度の262人から令和8年度が224人に減少する見通しです。知的障がい者（療育手帳）は令和5年度の33人から令和8年度は31人に減少する見通しです。

障がいへの認知度が高まり、潜在障がい者の顕在化がさらに進むことが予想されるため、精神障がい者（精神保健福祉手帳）は、令和5年度の33人から令和8年度は35人に増加する見通しです。

なお、年齢別では早期発見・療育を進め、障がい児が令和5年度の9人から令和8年度は12人に増加する見通しです。逆に人口の減少に伴い、18歳以上の障がい者は令和5年度の289人から令和8年度は283人に減少する見通しです。

図 障がい別手帳所持者の今後の見通し



資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

表 手帳所持者の出現率の見通し

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	R5~8年度増減率(%)	R8~11年度増減率(%)	
障がい別	身体障がい者	人	224	220	216	212	208	204	200	1.0	▲5.7
	知的障がい者	人	31	32	33	34	35	36	37	1.1	8.8
	精神障がい者	人	35	36	37	38	39	40	41	1.1	7.9
	重複障がい者	人	8	9	10	11	12	13	14	1.4	27.3
	全体	人	298	297	296	295	294	293	292	1.0	▲1.0
出現率	身体障がい者	%	4.25	4.21	4.20	4.23	4.26	4.26	4.31	▲0.02	0.08
	知的障がい者	%	0.59	0.61	0.64	0.68	0.72	0.75	0.80	0.09	0.12
	精神障がい者	%	0.66	0.69	0.72	0.76	0.80	0.84	0.88	0.10	0.12
	重複障がい者	%	0.15	0.17	0.19	0.22	0.25	0.27	0.30	0.07	0.08
	全体	%	5.66	5.69	5.75	5.88	6.02	6.12	6.29	0.22	0.41
年齢別	乳幼児期(0~5歳)	人	2	2	2	2	2	2	2	0.0	0.0
	学齢期(6~17歳)	人	7	8	9	10	11	12	13	42.9	30.0
	障がい児計	人	9	10	11	12	13	14	15	33.3	25.0
	成年期(18~64歳)	人	81	82	83	84	85	86	87	3.7	3.6
	高齢期(65歳~)	人	208	205	202	199	196	193	190	▲4.3	▲4.5
	障がい者計	人	289	287	285	283	281	279	277	▲2.1	▲2.1
出現率	乳幼児期(0~5歳)	%	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.00	0.00
	学齢期(6~17歳)	%	0.13	0.14	0.16	0.18	0.2	0.22	0.23	0.05	0.05
	障がい児計	%	0.17	0.19	0.21	0.24	0.27	0.29	0.32	0.07	0.08
	成年期(18~64歳)	%	1.46	1.48	1.50	1.52	1.54	1.55	1.57	0.06	0.05
	高齢期(65歳~)	%	3.76	3.71	3.65	3.60	3.54	3.49	3.43	▲0.16	▲0.17
	障がい者計	%	5.48	5.50	5.54	5.65	5.75	5.83	5.97	0.17	0.32

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

3 基本理念

障がいがある方もない方も、共に豊かで生きがいのある人生を送るためには、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくことが必要です。

本計画では、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス・障がい児支援、保健・医療などの充実を図るとともに、障がい者への正しい理解を深め、お互いを理解し、心が通う温かな村づくりをめざします。

**障がいのある方もない方も自分らしく
安心して共に暮らせる村 てんえい**

4 計画の課題

(1) 健康と生活能力の向上

障がい者一人ひとりの健康の維持・増進を基本に、障がいを軽減し日常生活能力を向上することができるよう、障がいの治療や残存能力の訓練など生涯にわたりリハビリテーションの環境整備が必要です。特に障がいの早期発見・療育は重要で、障がい児支援の強化が求められています。

- 障がい児アンケートでは「困っていること」の第1位が「児童期の療育・教育」となっています。
- 「こども家庭センター」は、妊娠・出産・子育てなどに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるよう、切れ目のない支援を行うワンストップの総合相談窓口となっています。
- 障がいの早期発見・療育をさらに充実するため、保健と福祉の連携を強化することが求められています。
- ライフステージごとに、須賀川地方地域自立支援協議会で連携し幼稚園・保育所・小学校・中学校での障がい児保育・教育の専門性をさらに向上する必要があります。

(2) ともに暮らす地域社会の形成

ともに暮らす地域社会を形成するためには、障がい者の自立に向けた生活基盤の整備や安定した家庭生活に向けた支援の強化が必要です。

- アンケートでは「困っていること」について「外出・コミュニケーション」が上位を占めています。また、「外出」について「福祉サービス」の利用を障がい児が 33.3%、障がい者が 21.7%求めています。
- 本人・介護者の高齢化が進み、障がい者を抱える家族が疲弊しないよう、在宅サービスや親亡き後の問題などへの対応が急務となっています。
- アンケートでは「災害時にひとりで避難できない」は障がい児で 86.7%、障がい者が 36.1%となっています。今後も、防災体制を整備していくことが求められています。
- アンケートでは「必要な支援」について、障がい児が「必要なサービスが受けられること」、障がい者が「経済的な負担軽減」を求めています。

(3) 障がい者一人ひとりの個性の発揮

障害者総合支援法の根幹は、サービス等利用計画を作成する計画相談支援です。このため、マネジメントがライフステージの節目で分断されることなく、継続して行えるよう、障がい者一人のひとりの障がいの特性や克服状況などを把握していくことが必要です。

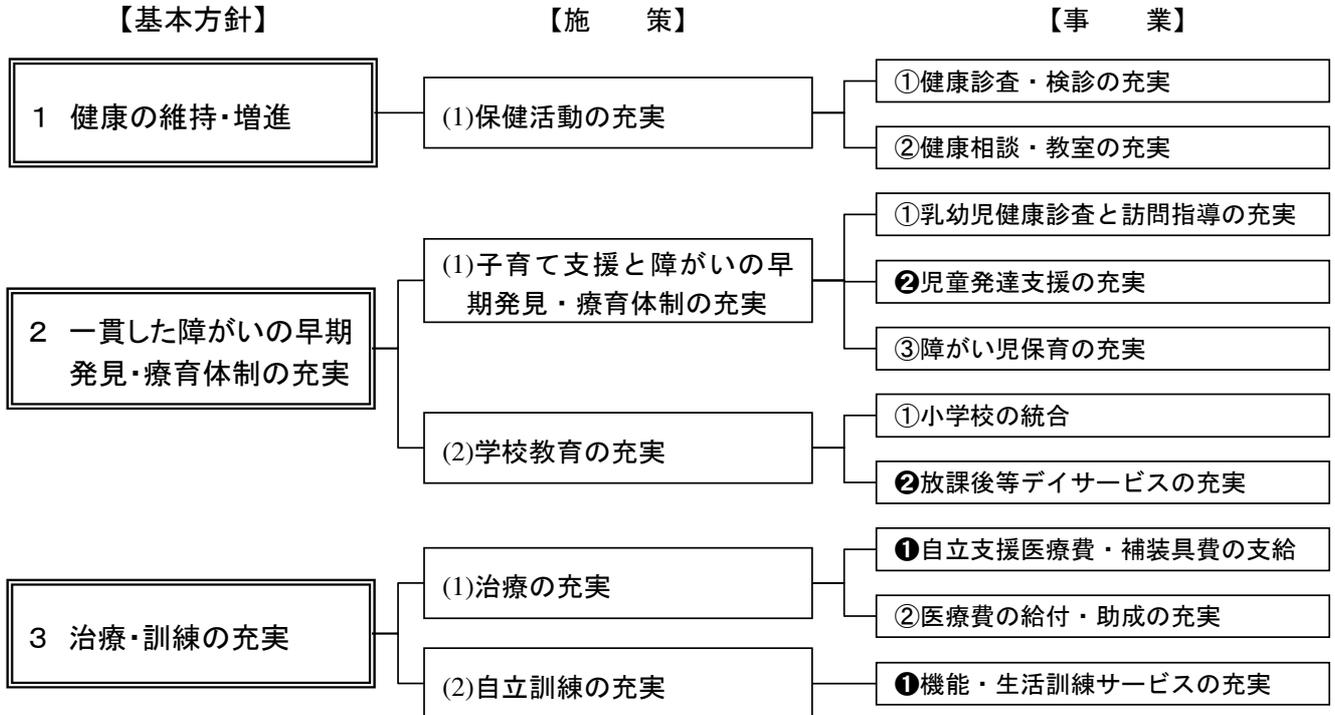
- 「すかがわ地方基幹相談支援センター」では総合的・専門的な相談支援を行っています。
- アンケートによる相談先は障がい児が「医療機関」、障がい者は「役場」が最も多くなっています。今後も専門機関との連携を強化し、より一層の相談機能の強化が求められています。

IV 課題別施策・事業の展開

課題1 健康と生活能力の向上

施策・事業の体系

●は障がい福祉計画関連事業



1 健康の維持・増進

基本方針

障がい者一人ひとりがいつまでも元気でいられるよう、天栄村健康保健センター（へるすぴあ）での特定健康診査や各種検診をはじめ、健康相談を充実し健康管理を促進します。また、健康教室を開催することにより、ふれあいを通して、生活習慣病や健康に対する正しい知識の普及に努めます。

(1) 保健活動の充実

① 健康診査・検診の充実

事業主体：村、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
健康診査・検診	継続	40～74 歳の人を対象にメタボリックシンドローム判定を行う特定健康診査を実施します。同時にがん検診・結核検診を開催します。
特定保健指導	継続	メタボリックシンドローム該当者に対しは積極的支援、動機付け支援を実施（情報の提供等）します。

② 健康相談・教室の充実

事業主体：村、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
健康相談	継続	心身の健康について、個別の相談に応じて生活習慣病予防等に関する指導や助言を健診に併せて実施します。
健康教室	継続	生活習慣病や健康づくりに関する知識の普及等により、健康に対する意識を高め、健康の保持・増進を促進します。

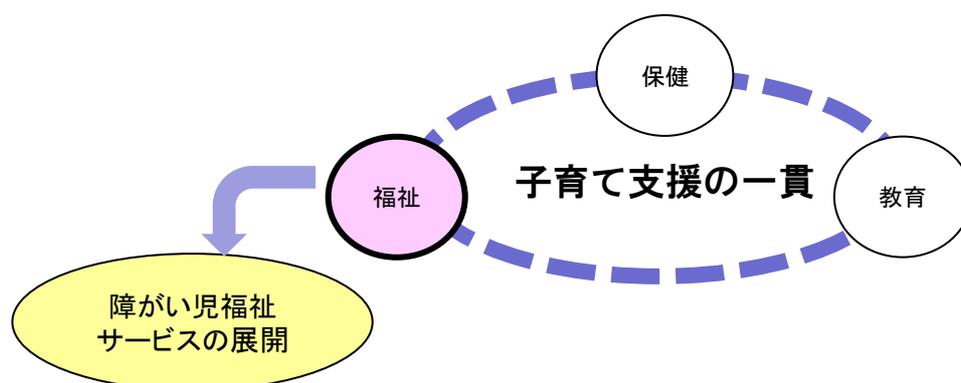
2 一貫した障がいの早期発見・療育体制の充実

基本方針

障がいの早期発見・療育については、こども家庭センター（天栄村健康保健センター内）を拠点に、保健と福祉の連携を強化し、子育て支援の一環としてさらに充実します。

また、児童数の減少に伴い保育所・幼稚園のほか、小学校の統合を進め、さらに障がい児保育・教育の一貫性と専門性の向上を図ります。

図 今後の障がいの早期発見・療育の位置づけ



(1) 子育て支援と障がいの早期発見・療育体制の充実

① 乳幼児健康診査と訪問指導の充実

事業主体：村、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
乳幼児健康診査・健康相談	継続	天栄村健康保健センターで6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査及び健康相談を実施し、障がいの早期発見と助言を実施します。
乳児全戸訪問指導	継続	保健師が家庭訪問し、乳児の発達・栄養・生活環境・疾病予防等、指導や相談を実施します。
乳幼児訪問指導	継続	支援が必要な乳幼児及び保護者へ保健師が家庭訪問し、子育て支援・指導を実施します。

② 児童発達支援の充実

事業主体：村、障がい福祉サービス事業所

担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
児童発達支援	継続	障がい児に日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施します。
障がい児支援担当者会議	継続	集団生活の中で早期療育を進めるため、相談支援専門員が中心となり教育担当・保健師等支援スタッフが集まり望ましい療育に関し検討します。

③ 障がい児保育の充実

事業主体：村、障がい福祉サービス事業所

活動名	種別	活動内容
保育所等訪問支援	継続	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を実施します。

(2) 学教教育の充実

① 小学校の統合

事業主体：村、担当：教育課

活動名	種別	活動内容
小学校の統合	新規	児童数の減少に伴い小学校（3校）を統合し、発達障がい児を含めた特別支援教育を実施します。また、専門家チームを結成し、教育内容の充実を図ります。

② 放課後等デイサービスの充実

事業主体：村、障がい福祉サービス事業所

活動名	種別	活動内容
放課後等デイサービス	継続	就学中の障がい児に、放課後や休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を実施します。

3 治療・訓練の充実

基本方針

安心して障がいや難病の治療ができるよう、自立支援医療費の支給や重度心身障がい者医療費の給付など経済的な支援を行います。また、身体機能を補完するため、補装具の購入費や修理費を支給します。

さらに、自立した生活が営めるよう、機能・生活訓練サービスや教育訓練体制の充実を図ります。

(1) 治療の充実

① 自立支援医療費・補装具費の支給 事業主体：福島県、村 担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
精神通院医療	継続	精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護などについて、健康保険の自己負担額の一部を公的に支援(入院は対象外)します。
更生医療	継続	身体障害のある人が、障害の程度を軽くし、または取り除き、あるいは障害の進行を防ぐことで、日常生活を過ごすことができるよう、手術等に係る費用の一部を給付します。
自立支援医療 (育成医療)	継続	身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残ると認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行なう場合の医療費を一部公費負担し、経済的負担を軽減します。
補装具費の支給	継続	義肢、装具、車いすなど障がい者等の身体機能を補完し、または代替する補装具の購入費と修理費を支給します。

② 医療費の給付・助成の充実

事業主体：村、福島県、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
重度心身障がい者医療費給付事業	継続	身体障害者手帳1・2級、3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫の機能障害のある方）、療育手帳A、B（身体障害者手帳保持者）、精神保健福祉手帳1級、2級（身体障害者手帳若しくは療育手帳保持者）の人を対象に、診療及び入院による医療費の一部を負担し、重度心身障害者の経済的負担を軽減します。
難病医療費助成	継続	発病の原因が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする疾病、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定めるものを「指定難病」といいます。現在、338疾病が指定されており、医療費や一部の介護サービスに係る費用について、助成が行われます。実施主体は福島県で保健所が申請窓口となっています。

(2) 自立訓練の充実

① 機能・生活訓練サービスの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所

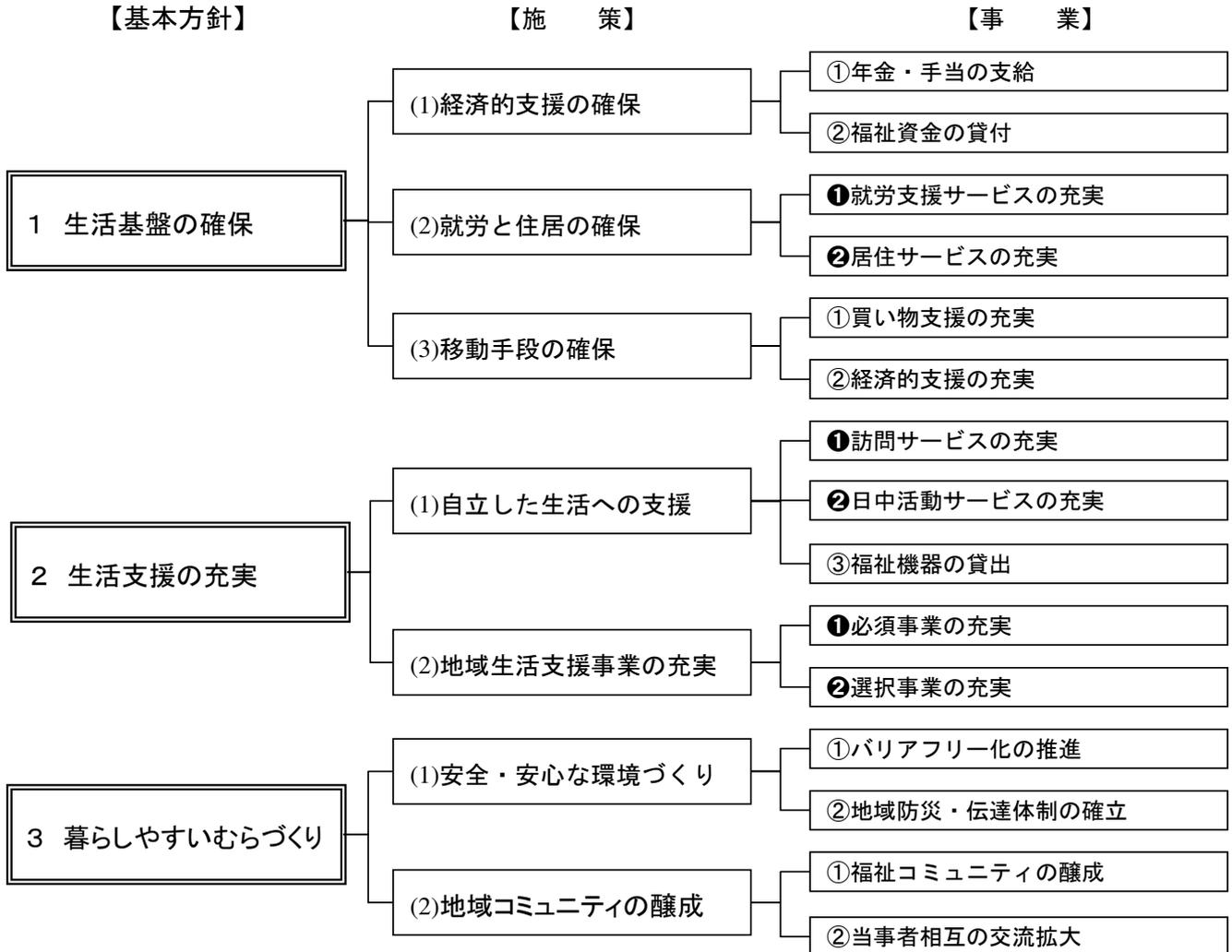
担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
機能訓練サービス	継続	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を実施します。
生活訓練サービス	継続	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を実施します。

課題2 とともに暮らす地域社会の形成

施策・事業の体系

●は障がい福祉計画関連事業



1 生活基盤の確保

基本方針

障がい者一人ひとりが自立した生活が営めるよう、障害基礎年金等の経済基盤を確保するとともに、就労機会や住居、移動手段の提供に努めます。

また、家庭介助ができなくなったときも、障がい児・者が安心して暮らせるよう、緊急時への受入体制を確保するとともに、一人暮らしの体験の機会・場を提供する地域生活支援拠点等を須賀川地方地域自立支援協議会で整備します。

(1) 経済的支援の確保

① 年金・手当の支給

事業主体：国、福島県、村
担当：住民課、健康福祉課

活動名	種別	活動内容
障害基礎年金	継続	国民年金被保険者であるときに病気やけがにより、その初診日から1年6ヵ月が経過した日に一定の障害に該当し、一定の納付条件を満たしているときに支給します。
特別障害者手当	継続	在宅の特別障害者に支給され、障がいによって生ずる負担を軽減します。
障害児福祉手当	継続	常時介護を必要とする重度障害児に対して支給され、重度障害児を抱える家庭の経済的負担を補助します。
特別児童扶養手当	継続	精神又は身体に障害のある20歳未満の障害児を療育している、障害児の父若しくは母、養育者に支給することにより福祉を推進します。
天栄村心身障害児福祉年金	継続	身体に障害のある児童及び知的障害児の保護者に年金を支給し、福祉の増進を図ります。

② 福祉資金の貸付

事業主体：県社協、村社協

活動名	種別	活動内容
生活福祉資金貸付(県社協) 生活援助福祉資金貸付(村社協)	継続	所得の低い世帯や障がい者世帯または高齢者世帯の経済的自立と安定した生活を確保するため、生活福祉資金を貸付します。

(2) 就労と住居の確保

① 就労支援サービスの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所
担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
就労移行支援	継続	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。
就労継続支援 (A型)	継続	雇用契約にもとづく就労の機会を提供し、また、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援を実施します。
就労継続支援 (B型)	継続	B型は就労の機会を通して、生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や、過去に一般企業に就職していたが、年齢・体力面の問題で雇用されることが困難になった人が対象になります。

② 居住サービスの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所
担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
施設入所支援	継続	施設の入所者に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を提供します。
共同生活援助	継続	グループホームで共同生活を営む障がい者に、住まいの提供と相談や日常生活上の援助を実施します。

(3) 移動手段の確保

① 買い物支援の充実

事業主体：社会福祉協議会

活動名	種別	活動内容
買い物支援事業	継続	自動車運転免許をもっていない75歳以上の高齢者や障がい者を対象に、近隣市町のスーパーへ買い物に行きます。

② 経済的支援の充実

事業主体：村、担当：企画政策課、健康福祉課

活動名	種別	活動内容
タクシー利用助成	継続	障がい者等のタクシーの利用を支援するため、助成券を年度内に1人につき最高24枚まで交付します。
重度心身障がい者自動車燃料費助成	継続	重度心身障がい者へ経済的負担軽減のために、自動車燃料費の助成を行います。対象は身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の人です。

2 生活支援の充実

基本方針

住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なときに必要なサービスが受けられる体制を整備します。特に介護負担を軽減する訪問サービス・地域生活支援事業や緊急時への対応を充実します。

また、本人・介護者の高齢化への対応するため、障がい者の財産の安全管理体制を確保します。

(1) 自立した生活への支援

① 訪問サービスの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所
担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
居宅介護	継続	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、自宅で入浴・排泄・食事などの介助を実施します。
重度訪問介護	継続	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な障がい者に、自宅で入浴・排泄・食事の介助や、外出時の移動を助け移動中の介護を実施します。
行動援護	継続	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動を補助します。
同行援護	継続	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援助等の外出支援を実施します。
重度障害者等包括支援	継続	常に介護が必要な障がい者の中で、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

② 日中活動サービスの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所
担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
短期入所	継続	在宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設に入所して介護します。
生活介護	継続	常に介護が必要な障がい者に、昼間に障がい者支援施設で入浴・排泄・食事の介護や、創作活動や生産活動の機会を提供します。
療養介護	継続	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを実施します。
日中一時支援	継続	障がい者には日中の活動の場を提供し、障がい者を日常的に介助・援助している家族には一時的な休息を提供します。

③ 福祉機器の貸出

事業主体：村社会福祉協議会

活動名	種別	活動内容
福祉機器の貸出	継続	寝たきりの重度障がい者、骨折等により必要と認められる人を対象に、福祉機器を貸出し、利用者や家族の利便性を図り、在宅福祉の推進に努めます。

(2) 地域生活支援事業の充実

① 必須事業の充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所

担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
相談支援	継続	障がい者の生活全般に関わる相談、各種サービスの利用援助、情報提供を実施します。
意思疎通支援	継続	聴覚機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付	継続	障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。具体的には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費を給付します。
移動支援	継続	屋外での移動に制限を持っている障がい者、一人で外出できない障がい者を対象に移動にかかわる支援を実施します。
地域活動支援センター	継続	障がい者の創作的活動、生産活動、社会との交流を促進。地域活動支援センターの機能強化を図るために専門職の配置、地域住民ボランティア育成、生きがい事業などを展開します。
成年後見制度の利用促進	継続	成年後見制度は判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。その利用を促進するため、審判の申立費用の助成等を実施します。

② 選択事業の充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所

担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
訪問入浴サービス	継続	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援	継続	障がい者には日中の活動の場を提供し、障がい者を日常的に介助・援助している家族には一時的な休息を提供します。
自動車運転免許取得費補助金	継続	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
自動車改造費補助金	継続	障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造費用の一部を助成します。

3 暮らしやすいむらづくり

基本方針

地域で安全に暮らせるよう、公共環境のバリアフリーを進めるとともに、災害時に備え、福祉避難所の確保とともに、障がい者を地域ぐるみで援護するための応急体制を確立します。

また、誰もがふれあいを通して楽しく暮らせるよう、福祉の心の醸成や障がい者と地域の人々との交流機会の拡大に努めます。

(1) 安全・安心な環境づくり

①バリアフリー化の推進

事業主体：村、担当：各課、健康福祉課

活動名	種別	活動内容
公共施設のバリアフリー化	継続	既存の公共建築物等の公共空間バリアフリー化を推進します。また、公共建築物の新設の際は、ユニバーサルデザインを採用します。
住宅のバリアフリー化の促進	継続	重度身体障がい者等の住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改造費の助成、介護保険による住宅改修制度や各種融資制度の利用を促進します。

② 地域防災・伝達体制の確立

事業主体：村、担当：建設課、健康福祉課

活動名	種別	活動内容
要援護者名簿の作成	継続	障がい者が災害時に速やかな救助が受けられるよう、災害要援護者の住所・健康状態・非常時連絡先を事前に把握する災害時要援護者名簿の作成を推進します。
地域防災体制づくりの推進	継続	災害要援護者を災害発生時に迅速かつ確実に避難できるよう、地域での支援体制づくりを推進します。また、LINE 住民通報システムにより道路の損傷状況等を共有します。
福祉避難所の充実・確保	継続	関係機関との連携のもと、福祉避難所の運営・訓練を実施するとともに福祉避難所の強化・確保に努めます。また、今後は広域避難についても、関係機関との連携を強化します。

(2) 地域コミュニティの醸成

① 福祉コミュニティの醸成

事業主体：村、担当：教育課

活動名	種別	活動内容
障がい者への理解学習	継続	福祉教育の一環として、小学校の総合的な学習の時間で障がい者への理解の活動や学習を実施します。

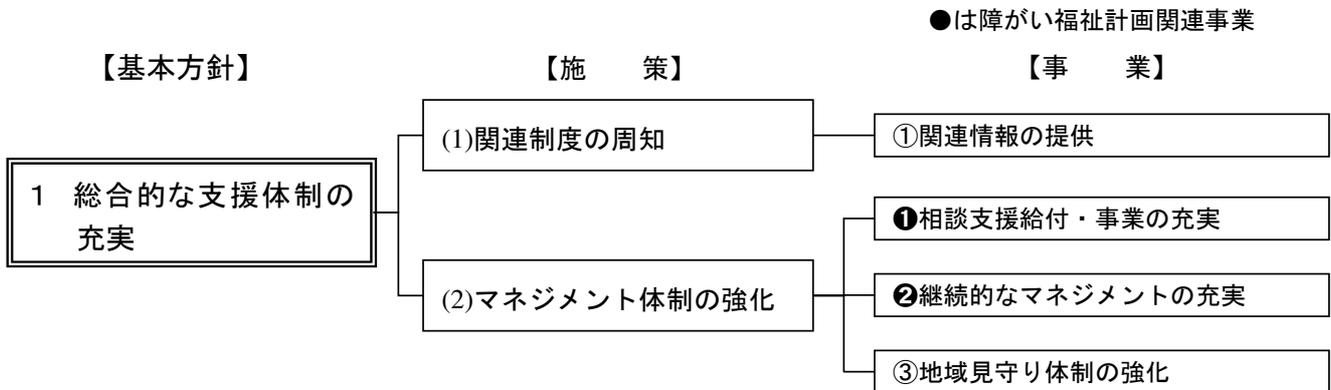
② 当事者相互の交流拡大

事業主体：村、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
家族会・障がい者団体への支援	継続	障がい児者の家族間で悩みや日頃から思っていることなど、情報交換できる交流の場を設けます。

課題3 一人ひとりの個性の発揮

施策・事業の体系



1 総合的な支援体制の充実

基本方針

障がい者が抱える生活の不安や問題の早期解決を促進するため、関連制度の周知に努めるとともに、村の相談窓口体制を強化します。

また、障がい者一人ひとりの個性が社会に発揮できるよう、保健・医療・福祉・教育などが連携し、生涯を通して本人を応援できるマネジメント体制を整備します。

(1) 関連制度の周知

① 関連情報の提供

事業主体：村、担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
福祉サービス情報の提供	新規	障がい者のための制度・サービス・施設を解説した冊子を配布するとともに、地域で利用できる福祉サービス事業所ガイダンスを自立支援協議会を通して開催します。
広報活動の充実	継続	ホームページや広報紙により関連情報を提供します。

(2) マネジメント体制の強化

① 相談支援給付・事業の充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所

担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
基本相談支援	継続	障がい者からの相談に対応するとともに、困りごと等に対する情報提供や助言を行います。
計画相談支援	継続	支給決定前にサービス等利用計画を作成します。支給決定後にサービス等の利用状況を検証し、計画を見直します。
地域移行支援	継続	施設や病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域移行推進員が住居の確保や新生活の準備等を支援します。
地域定着支援	継続	居宅で一人暮らしをしている障がい者に対し、緊急時への対応や相談等を行い地域生活への定着をサポートします。
障害児相談支援	継続	障害児通所支援の支給決定前に利用計画を作成。支給決定後にサービス等の利用状況を検証し計画を見直します。
基幹相談支援センターの充実	継続	相談支援の中核的役割を果たす「すかがわ地方基幹相談センター」については、専門職員を配置し、総合相談・専門相談体制の充実を図ります。

② 継続的なマネジメントの充実

事業主体：村、障害福祉サービス事業所

担当：健康福祉課

活動名	種別	活動内容
障がい者支援担当者会議の開催	継続	マネジメントを担う相談支援専門員が、サービス提供事業者や教育・雇用現場等と障がい一人ひとりの特性を共有し、サービス利用計画を作成するとともに、総合的な支援を実施します。 また、本人や家族と関係スタッフを交えた障がい者支援担当者会議の開催を促進します。

③ 地域見守り体制の強化

事業主体：村、担当：健康福祉課

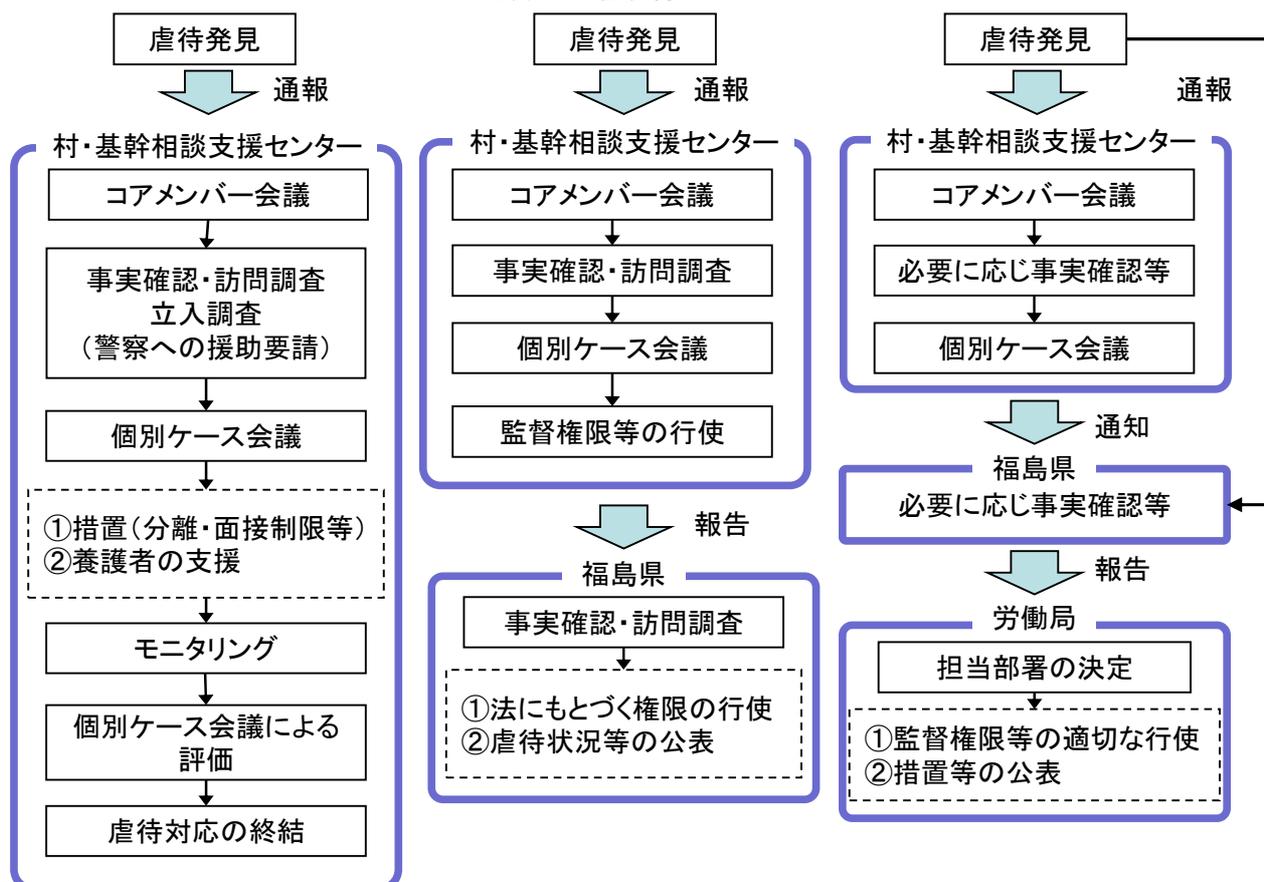
活動名	種別	活動内容
民生委員・児童委員活動の拡充	継続	民生委員・児童委員の訪問活動を通して、生活が困窮している障がい者を把握するとともに、問題解決を図るべく関係機関との連携体制を強化します。
障がい者虐待問題への対応	継続	障がい者虐待を早期発見するため、障害福祉サービス事業所など関係機関と民生委員・児童委員等へ通報義務や通報・届出の窓口を広く周知するとともに、連携を強化します。 また、問題へ迅速かつ総合的に対応するため、健康福祉課を中心に情報の一元管理やケースケア会議の開催、県への報告・通知など連携体制を強化します。

図 障がい者の虐待問題への対応

①養護者による障がい者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

③使用者による障がい者虐待



第 2 章

第 7 期障がい福祉計画

第 3 期障がい児福祉計画

I サービス利用の状況

1 サービス利用者

令和5年度の障害区分認定者は34人、令和2年度の26人に比べ30.8%増加しています。

令和5年度のサービス利用者は69人、令和2年度の53人に比べ30.2%増加しています。種類別では在宅が50人、共同生活が9人、施設が10人となっています。令和2年度に比べ在宅は16人増加、共同生活は1人増加する一方、施設は1人減少しています。

表 障害程度区分別認定者の動向

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和2～5年度 増減率(%)
	人	%	人	%	人	%	人	%	
区分1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-
区分2	2	7.7	4	12.9	5	16.1	6	17.6	200.0
区分3	4	15.4	5	16.1	5	16.1	5	14.7	25.0
区分4	9	34.6	9	29.0	9	29.0	5	14.7	▲ 44.4
区分5	4	15.4	6	19.4	5	16.1	9	26.5	125.0
区分6	7	26.9	7	22.6	7	22.6	9	26.5	28.6
合計	26	100.0	31	100.0	31	100.0	34	100.0	30.8

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

表 年齢・在宅・施設別サービス利用者の動向

単位:人、%

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 増減率(%)
乳幼児期 (0～5歳)	在宅	0	4	4	6	-
	施設	0	0	0	0	-
	合計	0	4	4	6	-
学齢期 (6～17歳)	在宅	14	13	13	13	▲ 7.1
	施設	0	0	0	0	-
	合計	14	13	13	13	▲ 7.1
障がい児 (0～17歳)	在宅	14	17	17	19	35.7
	施設	0	0	0	0	-
	合計	14	17	17	19	35.7
成年期 (18～64歳)	在宅	20	23	26	31	55.0
	共同生活	7	7	7	7	0.0
	施設	9	7	7	7	▲ 22.2
	合計	36	37	40	45	25.0
高齢期 (65歳～)	在宅	0	0	0	0	-
	共同生活	1	1	2	2	100.0
	施設	2	4	3	3	50.0
	合計	3	5	5	5	66.7
障がい者 (18歳～)	在宅	20	23	26	31	55.0
	共同生活	8	8	9	9	12.5
	施設	11	11	10	10	▲ 9.1
	合計	39	42	45	50	28.2
全体	在宅	34	40	43	50	47.1
	共同生活	8	8	9	9	12.5
	施設	11	11	10	10	▲ 9.1
	合計	53	59	62	69	30.2

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

2 サービス提供事業所

令和5年度に利用しているサービス提供事業所は、居住系サービスが13事業所、訪問系サービスが2事業所、日中活動系サービスが43事業所、計画相談支援が15事業所、地域生活支援事業が16事業所となっています。

サービス提供事業所の所在地は、村内が2事業所、隣接する須賀川市の36事業所をはじめ広範囲に及んでいます。

表 村民が利用しているサービス提供事業所

種類	サービス種別	事業所		利用者(人)	
居住系サービス	施設入所支援	5	13	10	19
	共同生活援助(GH)	8		9	
訪問系サービス	行動援護	2	2	2	2
日中活動系サービス	生活介護	13	43	22	65
	就労継続支援A型	1		1	
	就労継続支援B型	10		14	
	就労移行支援	1		1	
	就労定着支援	2		2	
	短期入所	2		2	
	児童発達支援	4		8	
	放課後等デイサービス	10		15	
計画相談等支援		15	15	67	67
地域生活支援事業	相談支援(計画相談等支援)	3	16	45	64
	移動支援	1		1	
	日中一時支援	6		8	
	訪問入浴	1		1	
	日常生活用具	5		9	
合計		89		217	

資料:健康福祉課(令和5年10月1日現在)

注:計画相談等支援と地域生活支援事業の相談支援の3事業所は重複

表 延べサービス提供事業所の所在地

所在地	事業所	利用者 (人)
須賀川市	36	89
鏡石町	9	18
天栄村	2	3
郡山市	8	12
本宮市	1	1
白河市	6	6
泉崎村	1	1
西郷村	6	11
矢吹町	6	13
石川町	6	13
会津若松市	1	1
いわき市	4	4
合計	86	172

資料:健康福祉課(令和5年10月1日現在)

Ⅱ 計画目標の達成状況

1 第6期障がい福祉計画目標の達成状況

(1) 地域生活への移行等

令和5年度の施設入所者は10人、令和2年度から1人減少しています。また、一般就労移行者は2人となっています。障がい者を取り巻く雇用環境は、引き続き厳しい状況となっています。

表 地域生活への移行等

区分	項目	令和2年度	令和5年度			備考
		基準	目標	現状	現状-目標	
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数(人)	11	10	10	0	
	移行者数(人)	0	1	0	▲1	
福祉施設から一般就労移行者数	年間人数(人)	1	3	0	▲3	
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	1	1	0	▲1	
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	0	▲1	
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	0	▲1	
就労定着支援事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	2	1	
地域生活支援拠点等の整備	箇所		1	0	1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備

資料:健康福祉課

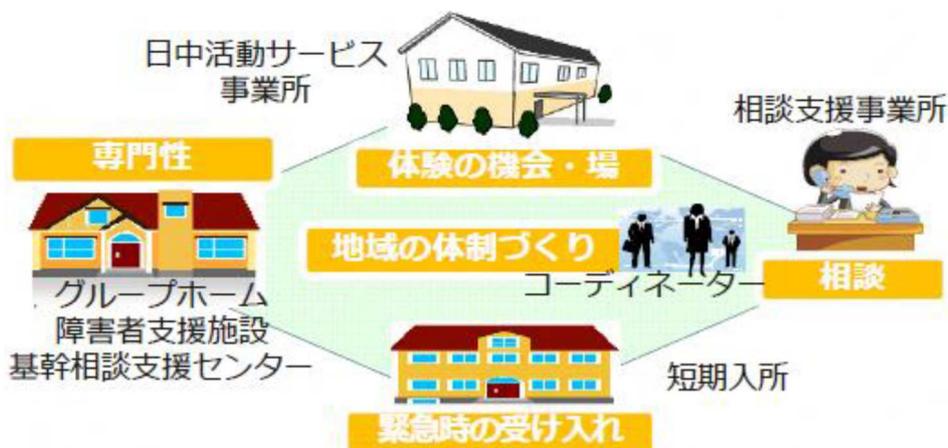
なお、須賀川地方地域自立支援協議会では、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点」の整備の検討を進めています。

地域生活支援拠点は、障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための以下の5機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

表 地域生活支援拠点の5機能

機能	内容
① 緊急時の受け入れ・対応	在宅の障がい児・者が緊急時等やむを得ない理由によって、在宅での生活が困難になった場合の受け入れ体制の確保や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
② 体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立のために、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
③ 相談	在宅での生活が困難になるハイリスク障がい児・者を事前に把握し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援を行う機能
④ 専門的な人材の確保・養成	医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

図 地域生活支援拠点のイメージ



複数の機関が分担して機能を担う

(2) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等では、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を須賀川地方地域自立支援協議会で進められました。また「すかがわ地方基幹相談センター」を中心に総合的・専門的な相談支援のほか、地域の相談支援事業者の人材育成にも取り組んでいます。

表 相談支援体制の充実・強化等

区分	項目	令和2年度	令和5年度			備考
		基準	目標	現状	現状-目標	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場(箇所)		1	1	0	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	有	有		すかがわ地方基幹相談センターによる実施を想定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数(回)	0	1	0	▲1	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施を想定(ヒアリング)
地域の相談支援事業者の人材育成	支援件数(件)	0	1	1	0	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施(フォローアップ研修)
地域の相談機関との連携強化の取り組み	実施回数(回)	0	1	2	1	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施(事例検討会)

資料:健康福祉課

(3) 発達障がい者に対する支援

ペアレントトレーニング[※]やペアレントプログラム[※]等の支援プログラム等の実施は実現できませんでした。

※ペアレントトレーニング:子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。もともとは知的障害や発達障害の子どもを育てる家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。

※ペアレントプログラム:育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所等)が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムです。発達障害やその傾向がある子どもを持つ保護者だけでなく様々な悩みを持つ保護者に有効とされています。

表 発達障がい者に対する支援

区分	項目	令和2年度	令和5年度			備考
		基準	目標	現状	現状－目標	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数 (人)	0	1	0	▲1	
ペアレントメンター※	人数 (人)	0	1	0	▲1	
ピアサポート※の活動への参加	人数 (人)	0	1	0	▲1	

資料:健康福祉課

※**ペアレントメンター**:自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレントメンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

※**ピアサポート**:同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動のこと。

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、福島県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等へ村職員が参加しています。

表 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

区分	項目	令和2年度	令和5年度			備考
		基準	目標	現状	現状－目標	
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等への村職員の参加	人数 (人)	1	2	1	▲1	令和5年度県中障がい保健福祉圏域連絡会（精神部会）
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	無	有	無		
	実施回数 (回)	0	1	0	▲1	

資料:健康福祉課

2 第2期障がい児福祉計画目標の達成状況

障がい児福祉計画では、須賀川地方地域自立支援協議会で児童発達支援センターが整備されたほか、保育所等訪問支援事業所の整備が進められています。

また、重症心身障がい児を支援するための児童発達支援センターと放課後等デイサービス事業所の整備は実現できませんでした。なお、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場やコーディネーターの配置については、須賀川地方地域自立支援協議会で進められています。

表 第2期障がい児福祉計画目標の達成状況

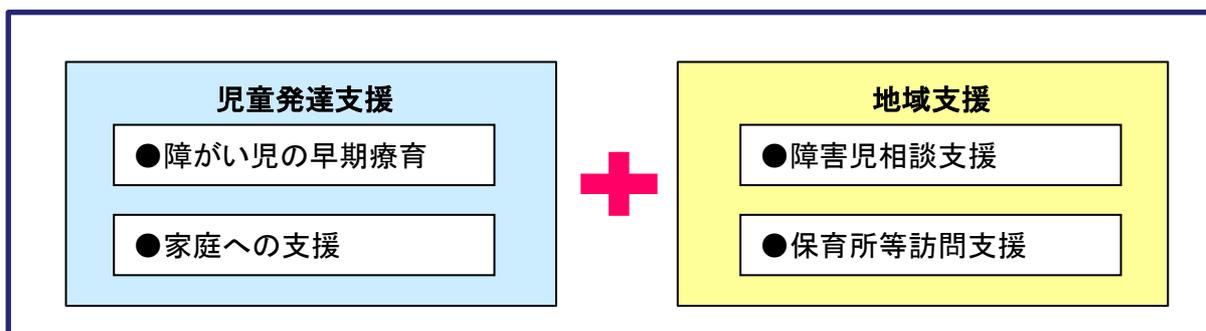
区分		項目	令和2年度	令和5年度		備考	
			基準	目標	現状		現状-目標
児童発達支援センターの整備		箇所	0	1	1	0	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
保育所等訪問支援事業所の整備		箇所	2	3	2	▲1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
重症心身障害児を支援	児童発達支援事業所	箇所	0	1	0	▲1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
	放課後等デイサービス事業所	箇所	0	1	0	▲1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
医療的ケア児支援	関係機関の協議の場	設置箇所	1	1	1	0	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
	コーディネーターの配置	設置箇所	0	1	6	5	須賀川地方地域自立支援協議会で整備

資料：健康福祉課

● 児童発達支援センター

児童発達支援センターは「児童発達支援」と「地域支援」の2つの機能を持っています。前者は地域の障がいのある児童が通所し、日常生活の基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。後者は施設が有する専門性を活かし、障がい児相談支援や保育所等訪問支援などを行います。

図 児童発達支援センター



Ⅲ 計画の基本指針と課題

1 計画に係わる国の基本指針について

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援の円滑な実施を 確保するための基本的な指針

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して、市町村の実施体制を整える重要性等

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定

(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 重層的な障がい児支援体制の整備・地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について、成果目標に設定
- ・ 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について、成果目標に設定

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど発達障がい者等の家族に対する支援体制の充実

(6) 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・ 「地域づくり」に向けた自立支援協議会の活性化

(7) 障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 障がい福祉サービス事業者等における虐待防止委員会の設置等の徹底

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法にもとづく地域福祉計画及び重層的支援体制整備実施計画との連携並びに包括的な支援体制の構築の推進

(9) 障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービス等の質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

(10) 障がい福祉人材の確保・定着

- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

(12) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい福祉データベース等を活用し計画策定の推進
- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

2 計画課題と基本施策

(1) 広域支援体制の強化

福祉サービスの利用は広域に及んでおり、サービス提供事業所も多岐に及んでいます。村内だけで必要なサービス提供事業所を確保することは難しく、今後も広域的な支援体制を整備していくことが必要です。特に須賀川地方地域自立支援協議会での緊急時への対応、自立生活支援、親亡き後の問題への対応などの課題解決のため「地域生活支援拠点等」の整備を今後も検討する必要があります。

(2) 村内支援体制の強化

一方で、障がい者の生活に身近な必要不可欠な体制については、本村で整備する必要があります。第1は「障がいの早期発見・療育体制」と「障がいに対する専門的な対応」で保健・保育・教育の連携強化が必要です。

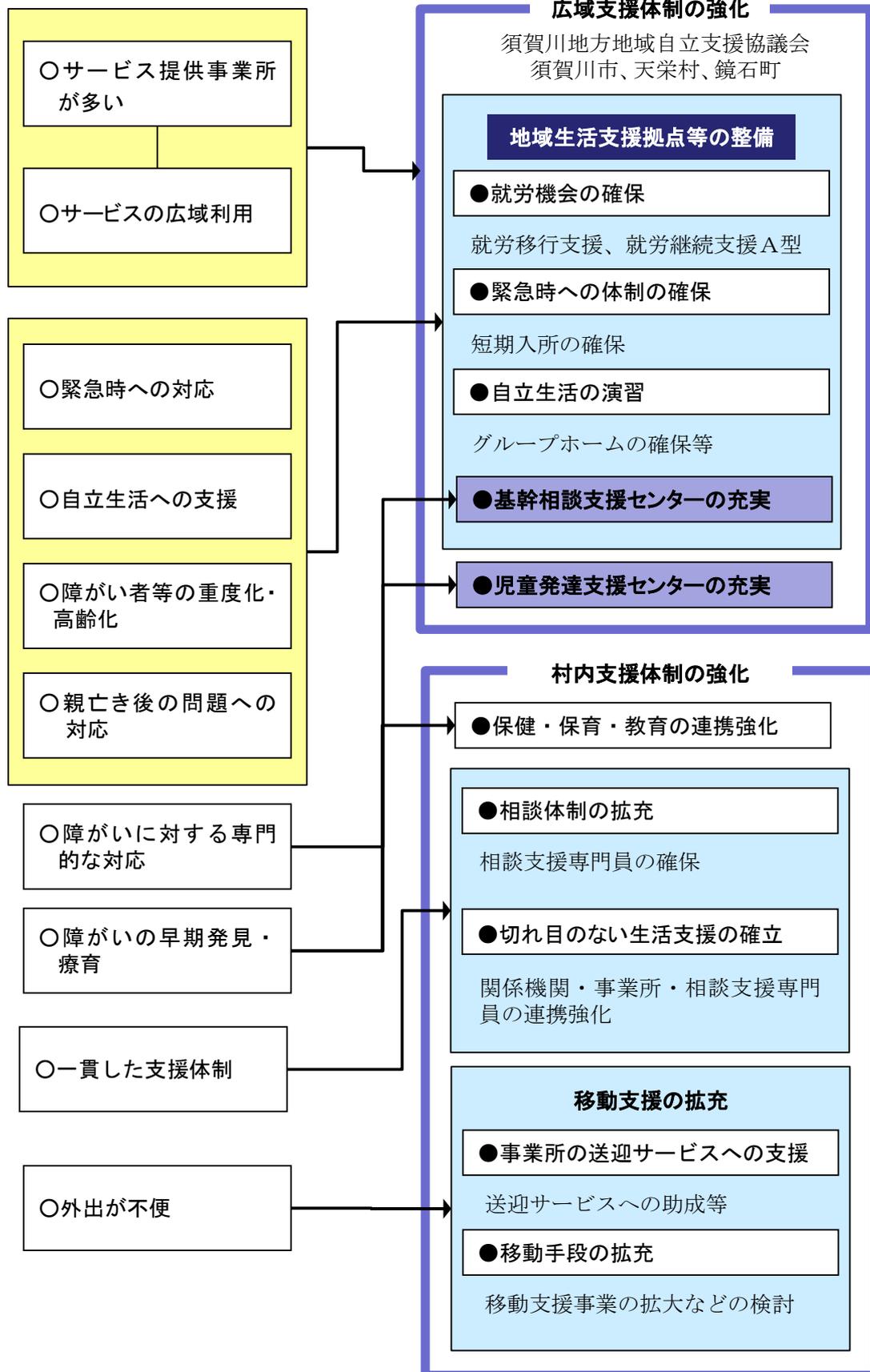
第2は「一貫した支援体制」でマネジメントを強化し、相談体制と切れ目のない生活支援の確立が求められています。

第3は福祉サービスの広域利用が拡大する中で、本村では公共交通機関が少なく外出が不便な状況にあります。このため、必要な時に対応できるよう、今後は多様な移動支援の拡充が求められています。

計画課題と基本施策は以下のとおりです。

【課題】

【基本施策】



IV 第7期障がい福祉計画

1 計画の目標値

(1) 地域生活への移行等

令和5年度の施設入所者は10人、令和8年度は1人減少し令和8年度は9人を見込みます。なお、一般就労移行者はこれまでいませんが、福祉施設から各種就労支援サービスへ令和8年度までにそれぞれ1人見込みます。

なお、今後も須賀川地方地域自立支援協議会で「地域生活支援拠点等」の整備の検討を進めます。

表 地域生活への移行等

区分	項目	令和5年度	令和8年度	備考
		基準	目標	
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数(人)	10	9	
	移行者数(人)	0	3	
福祉施設から一般就労移行者数	年間人数(人)	0	1	
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	0	1	
就労定着支援事業を通じた一般就労移行者	年間人数(人)	2	2	
地域生活支援拠点等の整備	箇所	0	1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備

資料:健康福祉課

(2) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等では、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を須賀川地方地域自立支援協議会で進めてきましたが、今後も整備を進めます。また、今後もすかがわ地方基幹相談センターを中心に総合的・専門的な相談支援のほか、地域の相談支援事業者の人材育成に取り組んでいきます。

表 相談支援体制の充実・強化等

区分	項目	令和5年度	令和8年度	備考
		基準	目標	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場(箇所)	1	1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	すかがわ地方基幹相談センターによる実施を想定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数(回)	9	9	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施を想定(ヒアリング)
地域の相談支援事業者の人材育成	支援件数(件)	3	3	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施(フォローアップ研修)
地域の相談機関との連携強化の取り組み	実施回数(回)	20	22	すかがわ地方基幹相談支援センターによる実施(事例検討会等)

資料:健康福祉課

(3) 発達障がい者に対する支援

これまで、発達障がい者へのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施はありませんが、令和8年度の開始に向け進めていきます。

表 発達障がい者に対する支援

区分	項目	令和5年度	令和8年度	備考
		基準	目標	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数(人)	0	1	
ペアレントメンター	人数(人)	0	1	
ピアサポートの活動への参加	人数(人)	0	1	

資料:健康福祉課

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、今後も福島県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等へ参加します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整備します。

表 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

区分	項目	令和5年度	令和8年度	備考
		基準	目標	
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等への村職員の参加	人数(人)	1	2	県中障がい保健福祉圏域連絡会(精神部会)
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	無	有	
	実施回数(回)	0	1	

資料:健康福祉課

(5) 年齢・在宅・施設別サービス利用者の見通し

令和8年度の障がい福祉サービス利用者は在宅が令和5年度に比べ6人増え37人、共同生活が1人増え10人、施設入所が1人減少し9人を見込みます。

表 年齢・在宅・施設別サービス利用者の見通し

単位:人、%

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5~8年度増減率(%)
成年期 (18~64歳)	在宅	31	33	35	37	19.4
	共同生活	7	7	8	8	14.3
	施設	7	7	7	6	▲14.3
	合計	45	47	50	51	13.3
高齢期 (65歳~)	在宅	0	0	0	0	-
	共同生活	2	2	2	2	0.0
	施設	3	3	3	3	0.0
	合計	5	5	5	5	0.0
障がい者 (18歳~)	在宅	31	33	35	37	19.4
	共同生活	9	9	10	10	11.1
	施設	10	10	10	9	▲10.0
	合計	50	52	55	56	12.0

資料:健康福祉課(各年度10月1日現在)

2 障がい福祉サービスの見込

(1) 訪問系サービスの見込量

【見込量】

訪問系サービスについて、居宅介護は令和5年度が6人、令和8年度は7人を見込みます。行動援護は令和5年度が1人、令和8年度は2人を見込みます。

表 訪問系サービスの見込量

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率(%)
居宅介護	人分	4	5	6	6	6	7	16.7
	時間分	31	33	38	42	42	49	28.9
重度訪問介護	人分							
	時間分							
同行援護	人分							
	時間分							
行動援護	人分	1	1	1	1	1	2	100.0
	時間分	75	64	46	65	65	65	41.3
重度障害者等包括支援	人分							
	時間分							

資料:健康福祉課

【確保の方策】

訪問系サービスは、障がい者の地域生活を支えるうえで根幹となるサービスであることから、適正なサービス利用機会の確保のため、事業を実施する事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量

【見込量】

日中活動系サービスについて、生活介護は、令和5年度の19人から令和8年度は20人を見込みます。生活訓練は令和8年度に1人を見込みます。

就労移行支援は令和5年度の1人から令和8年度は4人を見込みます。就労継続支援（A型）は令和5年度の1人から令和8年度は2人を見込みます。福祉的な就労形態である就労継続支援（B型）は令和5年度の16人から、令和8年度は18人を見込みます。

短期入所（福祉型）は令和5年度の2人から令和8年度は4人を見込みます。

表 日中活動系サービスの見込量

区 分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	R5～8年度 増減率 (%)
生活介護	人分	18	18	19	19	19	20	5.3
	人日分	363	356	315	380	380	400	27.0
自立訓練 (機能訓練)	人分							-
	人日分							-
自立訓練 (生活訓練)	人分	1					1	-
	人日分	17					22	-
就労選択支援	人日分						1	-
就労移行支援	人分	5	3	1	3	3	4	300.0
	人日分	37	22	5	24	24	32	540.0
就労継続支援 (A型)	人分			1	1	1	2	100.0
	人日分			11	22	22	44	300.0
就労継続支援 (B型)	人分	13	16	16	16	17	18	12.5
	人日分	216	251	232	256	272	288	24.1
就労定着支援	人分		1	2	2	2	3	50.0
療養介護	人分							-
短期入所(医療型)	人分							-
	人日分							-
短期入所(福祉型)	人分	1	3	2	3	3	4	100.0
	人日分	1	4	10	6	6	8	▲20.0

【確保の方策】

今後、日中活動系サービス利用者の増加が見込まれることから、既存の各事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。また、緊急時対応等で不可欠な短期入所は、広域での利用確保に努めます。

このほか障がい者の就労全般を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク（公共職業安定所）等関係機関との連携の強化や地域資源等の活用並びに事業主への障がい者雇用の啓発を行うことにより、一般就労への移行を促進します。

（3）居住系サービス

【見込量】

共同生活援助（グループホーム）は令和5年度の9人から令和8年度は毎年10人を見込みます。また、今後は、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業者と連携を図り、施設入所していた障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう支援します。施設入所者は、令和5年度の10人から令和8年度は9人に減少することを見込みます。

表 居住系サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率（%）
自立生活援助 [新規]	人分							-
共同生活援助(GH)	人分	8	9	9	9	10	10	11.1
施設入所支援	人分	11	11	10	10	10	9	▲10.0

資料：健康福祉課

【確保の方策】

今後、施設入所の待機者が想定されるため、事業所と連携し、入所先を確保します。また、グループホームは地域移行や家族からの独立など、引き続き利用ニーズが見込まれるため、新規事業参入などを積極的に促進します。

(4) 相談支援

【見込量】

サービス等利用計画の作成は、できるだけ多くの人を利用できるように、令和5年度の40人から令和8年度は47人を見込みます。地域移行支援と地域定着支援については、これまで利用はありませんが、それぞれ令和8年度に1人を見込みます。

表 相談支援の見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率(%)
計画相談支援	人分	34	37	40	42	45	47	17.5
地域移行支援	人分						1	-
地域定着支援	人分						1	-

資料:健康福祉課

【確保の方策】

障がい者のライフプランとなるサービス等利用計画の作成については、モニタリングも含め、きめ細かな支援を行うため、相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行・定着支援については、地域移行が実現できるよう関係機関等が連携し、支援体制の整備と充実に努めます。

V 第3期障がい児福祉計画

1 計画の目標値

障がい児福祉計画では、須賀川地方地域自立支援協議会で児童発達支援センターの充実や、保育所等訪問支援事業所の整備を進めます。

また、重症心身障がい児を支援するための児童発達支援センターと放課後等デイサービス事業所の確保を進めます。なお、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場やコーディネーターの配置については、須賀川地方地域自立支援協議会で進めます。

表 第3期障がい児福祉計画目標

区分	項目	令和5年度	令和8年度	備考
		基準	目標	
児童発達支援センター		1	2	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
保育所等訪問支援事業所		3	4	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
重症心身障がい児を支援	児童発達支援事業所	0	1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
	放課後等デイサービス事業所	0	1	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
医療的ケア児支援	関係機関の協議の場	1	2	須賀川地方地域自立支援協議会で整備
	コーディネーターの配置	3	3	須賀川地方地域自立支援協議会で整備

資料：健康福祉課

表 年齢・在宅・施設別サービス利用者の見通し

単位：人、%

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5～8年度増減率(%)
乳幼児期 (0～5歳)	在宅	6	7	8	9	50.0
	施設	0	0	0	0	-
	合計	6	7	8	9	50.0
学齢期 (6～17歳)	在宅	13	13	14	14	7.7
	施設	0	0	0	0	-
	合計	13	13	14	14	7.7
障がい児 (0～17歳)	在宅	19	20	22	23	21.1
	施設	0	0	0	0	-
	合計	19	20	22	23	21.1

資料：健康福祉課(各年度10月1日現在)

2 福祉サービスの見込量

【見込量】

児童発達支援の利用者は、令和5年度の7人から令和8年度は10人を見込みます。放課後等デイサービスは令和5年度の11人から令和8年度は15人を見込みます。障害児相談支援は、令和5年度の15人から令和8年度は18人を見込みます。また、医療的ケア児調整コーディネーターを令和5年度の6人を今後も継続して配置します。

新たに保育所等訪問支援を令和6年度以降は2人を見込みます。また、短期入所の医療型と福祉型を令和8年度にそれぞれ1人見込みます。

表 障がい児福祉サービスの見込量

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率(%)
児童発達支援	人分	4	5	7	8	9	10	42.9
	人日分	17	24	37	38	43	48	29.7
医療型児童発達支援	人分							-
	人日分							-
放課後等デイサービス	人分	12	12	11	13	14	15	36.4
	人日分	76	82	73	82	92	99	35.6
保育所等訪問支援	人分			1	2	2	2	100.0
	人日分			7	96	96	96	1271.4
居宅訪問型児童発達支援[新規]	人分							-
	人日分							-
障害児入所施設	人分							-
障害児相談支援	人分	15	15	15	16	17	18	20.0
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	人分		4	6	6	6	6	0.0
保育所の利用を必要とする障がい児数	人分						1	-
	人日分						12	-
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人分							-
	人日分							-
短期入所(医療型)	人分						1	-
	人日分						7	-
短期入所(福祉型)	人分						1	-
	人日分						7	-

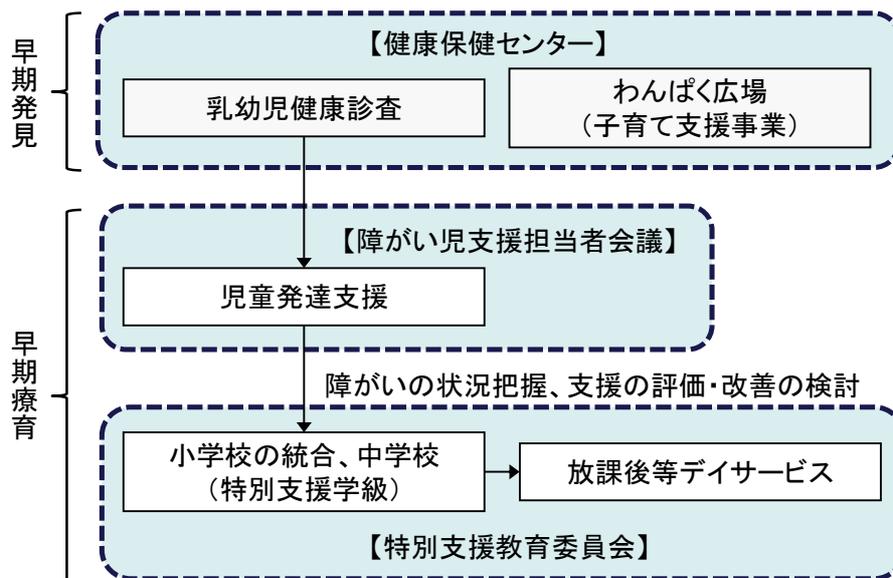
資料:健康福祉課

【確保の方策】

就学前児童に対しては、天栄村健康保健センターで、保健師による乳幼児健康診査や健康相談などを通して障がいの早期発見に努めます。集団生活の中で早期療育を進めるため、障害児相談支援事業所の相談支援専門員がマネジメントを行い保護者と保健師やスタッフを交えた「障がい児支援担当者会議」で支援の内容を検討し、「児童発達支援」につなげていきます。

就学児童に対しても相談支援専門員がマネジメントを行い、保護者の障がいに対する理解を促進します。また、児童・生徒一人ひとりの障がいの特性に応じた効果的な指導を進めるため、保護者と学校教育スタッフを交えた「特別支援教育委員会（教育委員会）」で障がい児の生活機能を把握するとともに、支援の評価や改善策を検討し、特別支援学級や「放課後等デイサービス」などにつなげていきます。

図 障がいの早期発見・療育フロー



VI 地域生活支援事業等の展開

1 必須事業の見込量

(1) 相談支援事業

委託相談支援について年間利用者は、令和5年度の140人から令和8年度は170人、相談件数は令和5年度の212件から令和8年度は360件を見込みます。

ここでは、障がいのある人やその保護者等の相談に応じ、必要な情報等を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。また、相談支援事業所との連携を図り、困難事例や緊急対応、虐待の防止や差別解消等の支援を行うなど、事業の充実に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的・精神の障がいのある人に対して、申立等に関する支援を行い、権利擁護を図る。利用者については、これまでいませんでしたが令和8年度に1人を見込みます。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を「一般社団法人福島県聴覚障害者協会」と連携し行います。利用者については、令和5年度に1人の利用があったため、令和6年度以降も毎年1人を見込みます。

(4) 日常生活用具給付事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童、難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具等を給付します。全体では令和5年度の10件から令和8年度は17件の利用を見込みます。

(5) 移動支援事業

移送サービスのニーズに応え、移動支援事業の利用者は令和5年度の1人から令和6年度以降は毎年3人を見込みます。

(6) 地域活動支援センター事業※

地域活動支援センター事業については、令和5年度に1人の利用があり、今後は令和6年度も1人、令和7年度以降は2人ずつを見込みます。

表 必須事業の見込量

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率(%)
相談支援事業(委託相談支援)	人/年	91	193	140	150	160	170	21.4
	件/年	452	324	212	320	340	360	69.8
成年度後見制度利用支援事業	人/年						1	-
	件/年						1	-
意思疎通支援事業	人/年			1	1	1	1	0.0
	件/年			1	2	2	2	100.0
日常生活用具	①介護・訓練支援用具				1	1	1	-
	②自立生活支援用具	1			1	1	1	-
	③在宅療養等支援用具				1	1	1	-
	④情報・意思疎通支援用具		1		1	1	1	-
	⑤排泄管理支援用具	8	9	10	11	12	13	30.0
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)							-
	合計	件/年	9	10	10	15	16	17
移動支援	人/年	1	1	1	3	3	3	200.0
	時間/年	11	21	28	60	60	60	114.3
地域活動支援センター	人/年			1	1	2	2	100.0

資料:健康福祉課

※ **地域活動支援センター**:障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型があります。

2 任意事業の見込量

訪問入浴サービスについては、これまで継続的に1人の利用があったため、令和6年度以降も毎年1人を見込みます。日中一時支援事業については、日中に介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者を対象に、日中の活動の場を提供します。令和5年度の7人から令和8年度は8人の利用を見込みます。

なお、自動車改造費補助金については、これまで1人の利用があり、交通便利を高めるため、令和6年度以降は自動車運転免許取得費補助金とともに毎年1人ずつを見込みます。

表 任意事業の見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R5～8年度増減率(%)
訪問入浴サービス	人/年	1	1	1	1	1	1	0.0
	回/年	51	50	51	51	51	51	0.0
日中一時支援事業	人/年	5	7	7	7	8	8	14.3
自動車運転免許取得費補助金	人/年				1	1	1	-
自動車改造費補助金	人/年			1	1	1	1	0.0

資料:健康福祉課

3 自立支援医療の見込量

経済的な負担を軽減するため、令和6年度以降は育成医療受給者と更生医療受給者は毎年1人を見込みます。毎年増加している精神通院受給者は、令和5年度の76人から令和8年度は82人を見込みます。

補装具費受給者については、令和5年度の3人から令和8年度は6人を見込みます。

表 自立支援医療の見込量

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度増減率(%)
自立支援医療受給者	育成医療	0	0	0	0	-
	更生医療	0	0	0	0	-
	精神通院	62	65	73	76	22.6
	合計	62	65	73	76	22.6
補装具費受給者		4	5	3	3	-25

資料:健康福祉課

第 5 次 天 栄 村 障 が い 者 基 本 計 画
〔 第 7 期 天 栄 村 障 が い 福 祉 計 画 〕
〔 第 3 期 天 栄 村 障 が い 児 福 祉 計 画 〕

令和 6 年 3 月

発 行 天 栄 村 健 康 福 祉 課

〒 9 6 2 - 0 5 9 2

福 島 県 岩 瀬 郡 天 栄 村 大 字 下 松 本 字 原 畑 7 8

T E L 0 2 4 8 - 8 2 - 2 1 1 5



天栄村イメージキャラクター
ふたまたぎつね